

2009年2月17日

JICA 新環境社会配慮ガイドライン案（事務局案）について

根本悦子（ブリッジ エーシア ジャパン）
 木村真紀子（市民外交センター）
 高橋清貴（日本国際ボランティアセンター）
 田辺有輝（「環境・持続社会」研究センター（JACSES））
 清水規子（国際環境 NGO FoE Japan）
 福田健治（メコン・ウォッチ副代表理事）
 満田夏花（地球・人間環境フォーラム）

先般配布された JICA 新環境社会配慮ガイドラインに関する事務局素案は、以下の点から不十分であり、このまま委員会において議論を続けることは困難であると考えます。

| |
|------------------------------|
| 1. 現行ガイドラインが大幅に弱められている箇所がある。 |
|------------------------------|

- 1) ステークホルダーの定義が狭められている。
 事務局案においてはステークホルダーの範囲がせばめられている。事務局案の「ステークホルダー」には、被影響住民や現地 NGO は含んでいるものの、それ以外の「知見もしくは意見を有する個人や団体」が除外されることになる。
- 2) 開発ニーズの把握に関する規定が削除されている。
 現行 JICA ガイドラインにおいて、案件形成段階および意思決定における「開発ニーズの把握」に関する規定が、事務局案においては削除されている。
- 3) 調査報告書の公開が大幅に弱められている。
 現行 JICA ガイドラインの開発調査報告書（案件形成段階におけるマスタープラン調査、フィージビリティ調査など）の公開の規定が大幅に弱まっている（下記参照）。

| | 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 |
|----------|---|---|
| 公開対象 | マスタープラン調査およびフィージビリティ調査のカテゴリ A ・ スコーピング案 ・ 最終報告書案 ・ 最終報告書 （カテゴリ B：最終報告書。その他の段階での情報公開は必要に応じて） | 1) 協力準備調査に関しては公開に関する記載なし。 2) 開発計画調査型技術協力のカテゴリ A のプロジェクトについては、下記の環境社会配慮関係部分を公開。 ・ スコーピング案 ・ 最終報告書案 ・ 必要に応じ調査の中間段階の資料 【以下は対象外】 ・ 協力準備調査の報告書すべて ・ 開発計画調査型技術協力のカテゴリ A の最終報告書 |
| 公開のタイミング | 完成後すみやかに（最終報告書） | 記載なし |

その他、弱められている点

【詳細は別表 1 を参照】

- ・ 基本理念から、環境費用と社会費用の内部化、環境社会配慮を機能させるために必要な民主的な意思決定など、重要な概念が削除されている。
- ・ フォローアップに関する規定が弱められている。
- ・ 無償の事前調査の手続きが弱められている。
- ・ 開発調査型技術協力、マスタープラン、フィージビリティ調査の手続きが弱められている など。

2. 中間報告書の提言が事務局案において反映されていない。

中間報告書が反映されていない諸点のうち重要な点として、下記 1) -2) が挙げられる。

- 1) 協力準備調査に関する実質的な規定が欠落している。
中間報告書では、協力準備調査の(i) 実施決定プロセス、(ii)調査内容、(iii)実施プロセスなどにつき提言されているが、事務局案においては、そのすべてについて記載がない。『「協力準備調査の手続き」を参考とし』とのみ記載されているが、内容は不明。
- 2) 情報公開に関する提言が反映されていない。
中間報告書では、(i) 意思決定前の情報公開（公開する環境社会配慮文書）(ii) 意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間、(iii)意思決定後の情報公開（実施段階での情報公開） などにつき提言されているが、事務局案においては、それらが反映されていない。反映されていない点は例えば以下の通り。
 - ・ 環境社会配慮文書を「遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する」との規定が含まれていない。
 - ・ JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書についての公開を、相手国で一般に公開されている文書に限定している。
 - ・ 環境レビュー結果の内容に関する規定は含まれていない。
 - ・ モニタリング結果の公開について「相手国で一般に公開されている範囲内で」と限定されている。
 - ・ JICA が実施するモニタリング（監理）の結果の公開に関する規定がない。
 - ・ 意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書の公開に関する規定がない。
- 3) その他、多くの点について中間報告書が踏まえられていない。【別表2】を参照】
 - ・ 緊急時の対応
 - ・ 人権への配慮と意思決定への反映
 - ・ 地域住民の安全
 - ・ エンジニアリング・サービス（E/S）借款のスクリーニング
 - ・ 政策借款のスクリーニング
 - ・ カテゴリ A 事業における E I A の義務づけ
 - ・ カテゴリ FI における環境レビュー
 - ・ ステークホルダー協議についての確認
 - ・ 意思決定
 - ・ フォローアップ
 - ・ 代替案の検討
 - ・ ステークホルダーからの意見への対応
 - ・ 非自発的住民移転：補償内容とその伝達
 - ・ 非自発的住民移転：住民移転計画
 - ・ 非自発的住民移転：申立の受付
 - ・ 先住民族
 - ・ モニタリング
- 4) なお、中間報告書において両論併記されている点については、ガイドラインへの反映につき、引き続き委員会において議論を継続すべきである。

以上

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|----|
| <p>序</p> <p>環境問題に対して地球上の人々の関心が高まる中で、1992 年の環境と開発に関するリオ宣言は、第 17 原則において、「環境影響評価は、環境に重大な悪影響を及ぼすかもしれず、かつ権限のある国家機関の決定に服す活動に対して、国の手段として実施されなければならない」と宣言している。</p> <p>アジェンダ 2 1 は、その 9.12(b)で、各国政府は持続可能な開発に向けたエネルギー、環境、経済を統合した政策決定を行うための適切な方法論（特に環境影響評価を用いた方法論）の各国における開発を促進することを提案している。世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準を定めている。</p> <p>ODA の実施にあたっては、1985 年に OECD が「開発援助プロジェクト及びプログラムに係る環境アセスメントに関する理事会勧告」を採択して以来、世界銀行などの多国間援助機関や主要な二国間援助機関が環境配慮のガイドライン作成と運用を行っている。</p> <p>日本政府による二国間援助のうち贈与にあたる部分の技術協力と無償資金協力の調査を実施している JICA は、1988 年の第一次環境分野別援助研究会の提言に基づき、1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす開発調査の実施にあたっては、事前調査の際にスクリーニングとスコーピングを行ってきた。環境配慮ガイドラインの導入後 10 年以上が経過し、JICA 事業全体に対する環境社会配慮の基本方針の作成やガイドラインの対象範囲の拡大及び遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する</p> | <p>序</p> <p>独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）は、JICA が行う事業についての環境社会配慮を通じ、国際社会とりわけ開発途上地域の持続可能な開発への努力に貢献するために、本「環境社会配慮ガイドライン」を定め、公表する。</p> <p>これまで、有償資金協力については、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（2002 年）を、技術協力については、「環境社会配慮ガイドライン」（2004 年）を、それぞれ適用してきた。</p> <p>本ガイドラインは、独立行政法人国際協力機構法の改正により、改正法施行後の JICA が我が国の政府開発援助（以下「ODA」）の実施機関として技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担うこととなったことから、各援助手法の特性を踏まえつつ、これら 2 つのガイドラインの体系を一体化するよう策定されたものである。策定にあたっては、学識経験者、NGO、産業界及び政府関係者から構成される「新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」で議論を行うとともに、パブリックコメント、パブリックコンサルテーションを行い、透明性と説明責任を確保した。</p> <p>なお、JICA は、環境社会配慮が適切になされるよう促す一方で、環境保全 / 改善に資するプロジェクトや、温室効果ガス排出削減等、地球環境保全に貢献するプロジェクトは積極的に支援する方針である。また、JICA は、開発途上国における環境社会配慮への対応能力向上への支援についても積極的に取り組む方針である。</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|--|--|
| <p>政府の方針、情報公開等の動きに対応し、ガイドラインの見直しが必要となってきた。</p> <p>以上の背景を踏まえ、JICA は、大学関係者、NGO、民間団体や関係府省の委員から構成された環境社会配慮ガイドライン改定委員会を 2002 年 12 月に設置した。JICA は、2003 年 9 月までの間に公開性の高い方法で 19 回の委員会を開催し、委員会は 2003 年 9 月に提言を JICA に提出した。JICA は、環境社会配慮ガイドラインフォローアップ委員会を 2003 年 11 月に設置し、提言を踏まえて作成したガイドライン案を協議するとともに、2003 年 12 月から 2004 年 2 月にかけてパブリックコメントを求めた。その後、パブリックコメントに基づいた修正と同フォローアップ委員会の協議を行い、環境社会配慮ガイドラインを 2004 年 3 月に完成した。</p> <p>JICA は、本ガイドラインを開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業に適用する。JICA は、業務方法書と中期計画に本ガイドラインを指針として業務運営を行う旨を規定した。JICA は、協力事業を通じて相手国政府に対して適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、相手国政府に対して 環境社会配慮の支援と確認を本ガイドラインに従い適切に実施する。 なお、本ガイドラインは 5 年以内に包括的な検討を行い、必要に応じて改定を行う。</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA の業務の中におけるガイドラインの位置づけに関する記述がなくなっている。 ・ 改定が 5 年毎に行われることになっていたものが、10 年となっている。 |
| <p>I. 基本的事項</p> | | |
| <p>11.1 理念</p> <p>日本の政府開発援助大綱は、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性を確保することを定めている。</p> <p>政府開発援助のうち技術協力を担う JICA が、相手国が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費</p> | <p>1.1 理念</p> <p>我が国の政府開発援助大綱（「ODA 大綱」）は「理念」として、「社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る」とし、「援助実施の原則」として「環境と開発を両立させる」、「開発途上国における民主化の促進、市場経済導入の努力並びに基本的人権及び自由の保障状況に十分注意を払う」ことを挙げている。また、ODA 大綱では、ODA の効果的実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発に伴う環境費用と社会費用を内部化すること、及びその制度の枠組みに関する重要性に関する件がなくなっている。 ・ 環境社会配慮を機能させるための装置として、民主的な意思決定、幅広いステークホルダーの意味のある参加と意思決定プロセス |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|--|
| <p><u>用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICA は環境社会配慮を適切に行うことが求められている。環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。</u></p> <p>したがって、「<u>環境社会配慮</u>」は<u>基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、効率性を十分確保しつつ行わなければならない</u>。関係政府機関は説明責任が強く求められる。あわせてその他のステークホルダーも真摯な発言を行う責任が求められる。このような考えの下、JICA は、協力の実施にあたって環境や社会面に与える影響に配慮する。</p> | <p>に当たっては「環境や社会面への影響に十分配慮する手続きをとる」こと等を挙げている。</p> <p>JICA は、ODA 大綱に従い、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各援助手法の特性を踏まえつつ、その実施に当たって環境や社会面に与える影響に配慮する。</p> <p>また、環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及びプロジェクトが実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている国・地域を含め、環境社会配慮の確認・支援を行う際には、こうした状況を十分に考慮する。</p> <p>さらに、環境社会配慮を機能させるためには、基本的人権の尊重が重要であることから、JICA は、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重し、この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮するとともに、人権の状況を把握する。</p> | <p>スの透明性の確保、またそのための情報公開の必要性(民主的統治システムの原理)に関する文章が除外されており、その措置として基本的人権の尊重のみしか記述されていない。</p> |
| <p>1.2 目的</p> <p>本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続き、相手国政府に求める要件を示すことにより、相手国政府に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保することを目的とする。</p> | <p>1 . 2 目的</p> <p>本ガイドラインは、JICA が行う環境社会配慮確認・支援の手続き、判断に当たっての基準、相手国等に求める要件を示すことにより、相手国等に対し、本ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促すとともに、JICA が行う環境社会配慮確認・支援の透明性・予測可能性・説明責任の確保に努める。</p> | |
| <p>1.3 定義</p> <p>1. 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響に配慮することをいう。</p> <p>2. 「協力事業」とは、JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査及び技術協力プロジェクト事業をいう。</p> <p>3. 「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICA が協力を行う対象の事</p> | <p>1 . 3 定義</p> <p>1) 「環境社会配慮」とは、大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重、その他の社会への影響に配慮することをいう。</p> <p>2) 「相手国等」とは、相手国、相手国政府（地方政府を含む）又はプロジェクト実施主体者をいう。</p> <p>3)「プロジェクト」とは、相手国が実施し、JICA が協力を行う対象の事</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---------------------------------------|
| <p>事業をいう。</p> <p>4. 「環境社会配慮調査」とは、プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示することをいう。</p> <p>5. 「環境影響評価」とは、相手国の制度に基づきプロジェクトが与える環境影響や社会影響を評価し、代替案を検討し、適切な緩和策やモニタリング計画を策定することをいう。</p> <p>6. 「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>7. 「環境社会配慮の支援」とは、相手国政府に対し、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>8. 「環境社会配慮の確認」とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与える影響、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制(予算、組織、人材、経験)、情報公開や住民参加の制度的枠組み、運用状況等の各種情報を確認し、相手国政府との協議、現地調査等を行い、プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することをいう。</p> <p>9. 「スクリーニング」とは、事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うことをいう。本ガイドラインでは、協力事業をA・B・Cの3段階にカテゴリ分類することによりスクリーニングを行う。Aは影響が重大であるもの、BはAに比較して小さいもの、Cは影響が最小限かほとんどないものを指す。</p> <p>10. 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>11. 「現地ステークホルダー」とは、事業の影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む)及び現地で活動している NGO をいう。また、「ス</p> | <p>業をいう。</p> <p>4) 「環境アセスメント報告書」とは、相手国等が作成する環境アセスメント報告書をいう。</p> <p>5) 「戦略的環境アセスメント」とは、事業段階の環境アセスメントに対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントのことをいう。事業の前の計画段階やさらにその前の政策段階で行われるものがある。</p> <p>6) 「環境社会配慮の確認」とは、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、相手国等の行う環境社会配慮の本ガイドラインの要件の充足内容を確認することをいう。</p> <p>7) 「環境社会配慮の支援」とは、相手国等の行う環境社会配慮について、環境社会配慮調査の実施、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことをいう。</p> <p>8) 「スクリーニング」とは、プロジェクトを A、B、C、FI のいずれかにカテゴリ分類することをいう。</p> <p>9) 「スコーピング」とは、検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定することをいう。</p> <p>10) 「環境レビュー」とは、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力の合意文書締結を意思決定する際に、要件の充足内容を確認するために環境社会配慮についてのレビューを行うことをいう。</p> <p>11) 「モニタリング」とは、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力の合意文書締結後、環境社会配慮の実施状況を相手国等が確認することをいう。</p> <p>12) 「監理」とは、JICA が一定期間、必要に応じて、相手国等によるモニタリングを確認することをいう。</p> <p>13) 「ステークホルダー」とは、プロジェクトの影響を受ける個人や団体(非正規居住者を含む。)及び現地で活動している NGO をいう。</p> <p>14) 「合意文書」とは、Loan Agreement(L/A)、Grant Agreement (G/A) 等をいう。</p> | <p>・ ステークホルダーの定義について、「現地ステークホルダーを</p> |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|---|
| <p><u>「ステークホルダー」とは、現地ステークホルダーを含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体をいう。</u></p> <p>12. 「審査諮問機関」とは、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う機関のことをいう。</p> <p>13. 「国際約束」とは、外務省が要請を採択した後に、協力事業の実施について日本国政府と相手国政府が結ぶ約束のことをいう。</p> <p>14. 「フォローアップ」とは、環境社会配慮調査の結果が相手国政府の事業実施の意思決定に反映されていることを確認することをいう。</p> <p>15. 「Terms of Reference(TOR)」とは、調査を実行するための一連の管理や手続き及び技術上の必要事項を記載したものをいう。</p> <p>16. 「Scope of Work(S/W)」とは、開発調査の範囲、内容、スケジュール、便宜供与、相手国実施機関と JICA の実施する事項などを協議の上規定した文書のことをいう。</p> <p>17. 「Record of Discussion (R/D)」とは、技術協力プロジェクトの目的、活動、スケジュール、負担事項などを JICA が相手国実施機関と協議の上規定した文書のことをいう。</p> <p>18. 「Environmental Impact Assessment(EIA)レベル」とは、詳細な現地調査に基づき、代替案、環境影響の詳細な予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>19. 「Initial Environmental Examination(IEE)レベル」とは、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、代替案、環境影響の予測・評価、緩和策、モニタリング計画の検討等を実施するレベルをいう。</p> <p>20. 「連携 Detailed Design Study(D/D)」とは、国際協力銀行と連携し、JICA が行う円借款案件を対象とした詳細設計調査のことをいう。</p> <p>21. 「基本設計調査」とは、無償資金協力案件の基本構想、基本設計、概算事業費の積算、運営維持管理体制の検証を行う調査のことをいう。</p> | | <p>含んだ、協力事業に知見もしくは意見を有する個人や団体」をさしていたものが、現地の影響住民及び現地の NGO に限定されている。</p> <p>【備考】 例えば素案の「1.8 情報公開」において「JICA は、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとともに、情報提供に対して誠実に対応する」とある。しかし、このステークホルダーの定義によって、日本のステークホルダーの意見・情報が考慮されないことになる。</p> |
| <p>1.4 環境社会配慮の基本方針 JICA は、相手国政府の開発目的に資するプロジェクトが環境や地域</p> | <p>1.4 環境社会配慮の基本方針 環境社会配慮の確認・支援における基本方針は次のとおりである。</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---|
| <p>社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることができないような影響をもたらすことがないよう、協力事業によって相手国政府による適切な環境社会配慮の確保を支援し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>JICA は、環境社会配慮の観点から相手国政府に求める要件を本ガイドラインで明記し、相手国政府がその要件を満たすよう協力事業を通じて環境社会配慮の支援を行う。JICA は、その要件に基づき相手国政府の取り組みを適宜確認するとともに、その結果を踏まえて意思決定を行う。</p> <p>要請案件の採択等に関する日本国政府の意思決定が適切になされるよう、JICA は、環境社会配慮の支援と確認の結果及び協力事業の方針に関して外務省に提言を行う。 JICA は、以下の 7 項目が特に重要であると認識している。</p> <p><u>(重要事項 1:幅広い影響を配慮の対象とする)</u> <u>JICA は、環境及び社会面の幅広い影響を環境社会配慮の項目とする。</u></p> <p>(重要事項 2:早期段階から環境社会配慮を実施する) JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、相手国の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。</p> <p>(重要事項 3:協力事業完了以降にフォローアップを行う) JICA は、協力事業の完了以降においても、必要に応じて一定期間、環境社会配慮が確実に実施されるよう相手国政府に対して働きかけを行う。また、必要な場合は別途の協力事業により支援を行う。</p> <p>(重要事項 4:協力事業の実施において説明責任を果たす) JICA は、協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する。</p> <p>(重要事項 5:ステークホルダーの参加を求める) JICA は、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、<u>ステークホルダーの</u></p> | <p>(1) 影響の回避又は最小化 JICA は、プロジェクトが環境や地域社会に与える影響を回避又は最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらすことがないよう、さまざまな手段を活用し、相手国等により適切な環境社会配慮がなされていることを確認し、もって開発途上国の持続可能な開発に寄与する。</p> <p>(2) 配慮の責任主体 環境社会配慮の主体は相手国等であり、JICA はその内容を本ガイドラインに照らし確認する。 JICA は、相手国等に対し、別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮に示す考え方を踏まえ、プロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮を行うことを促し、必要に応じて支援を行う。</p> <p>(3) 早期段階からの環境社会配慮 プロジェクトを実施するに当たっては、計画段階で、プロジェクトがもたらす環境社会への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し、その結果をプロジェクト計画に反映しなければならない。JICA は、マスタープラン等においては、戦略的環境アセスメントの考え方を導入し、早期段階からの広範な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかけるとともに、相手国等の取り組みを支援する。その際、複数の代替案の検討を盛り込むよう努める。</p> <p>(4) 環境社会配慮の確保 JICA は、プロジェクトにおいて本ガイドラインで示すプロジェクトの性質に応じた適切な環境社会配慮が確保されるよう、必要に応じた支援を含め最大限努力する。 JICA は、合意文書締結の意思決定を行う際に、要件の充足を確認する</p> | <ul style="list-style-type: none"> 幅広い影響を配慮の対象とすることが、基本方針から抜け落ちていた。 現行ガイドラインでは、ステ |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|---|
| <p>意見を意思決定に十分反映する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。 (重要事項 6:情報公開を行う)</p> <p>JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国政府の協力の下、積極的に行う。 (重要事項 7 :JICA の実施体制を強化する) JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制と実施能力の強化に努める。</p> | <p>ため、スクリーニング及び環境レビューを行う。また、合意文書締結後においても、一定期間、必要に応じ、相手国等に環境社会配慮が確実に実施されるよう働きかけを行う。</p> <p>(5) 説明責任の重視とステークホルダーの参加、情報公開 JICA は、環境社会配慮確認・支援に当たり、相手国等の主権を尊重しつつ、環境社会配慮に係る相手国等との対話を重視するとともに、透明性と説明責任を確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーの意味ある参加が重要であることを認識する。また、JICA は、環境社会配慮に関する情報をプロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。</p> <p>(6) 迅速性 JICA は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかけつつ、環境社会配慮面での手続きが不合理にプロジェクトの遅延を引き起こすことの無いよう努める。</p> <p>(7) 実施体制 JICA は、環境社会配慮が十分かつ効果的に達成されるよう常に留意し、その組織体制、実施能力の強化に努める。</p> | <p>ークホルダーの意見を意思決定に反映することになってはいたが、素案では、ステークホルダーの意味ある参加の重要性を認識しているだけに留まっており、ステークホルダーの意見の意思決定への反映についての記述がない。</p> <p>・ 現行ガイドラインでは、積極的な情報公開を行うことが基本方針として掲げられていたが、素案では、単に、「プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開」としている。</p> |
| <p>1.5 JICA の責務</p> <p>1. プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国政府であるが、JICA は、ガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて以下のとおり行う。</p> <p>2. 協力事業の要請がなされた際に、要請案件における環境社会配慮の内容等について確認し、カテゴリ分類を行う。</p> <p>3. プロジェクトの計画を策定する際に、相手国と共同して、環境社会</p> | | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|------|----|
| <p>配慮調査を行い報告書を作成する。カテゴリ分類は、必要に応じて見直すとともに、情報公開とステークホルダーとの協議を通じてスコーピングを行う。</p> <p>4. 環境社会配慮が必要な技術協力プロジェクト事業の実施段階において、モニタリングを行う。</p> <p>5. 協力事業の終了後、フォローアップを行う。</p> <p>6. 協力事業の環境社会配慮調査の共同作業を通じて、相手国に対し、適切な環境社会配慮のための技術的支援を行う。</p> <p>7. 相手国政府の別途の要請に応じ、当該国の手続制度に基づく環境影響評価の実施に当たって、技術的支援を行う。</p> <p>8. 事業段階より上位のプランやプログラムの段階に関与する場合や、マスタープラン等の全体的な開発計画に関する協力事業においては、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努め、早い段階からの広範な環境社会配慮の確保がなされるよう相手国政府に働きかけるとともに、その取組を支援する。</p> <p>9. 支援と確認を行うにあたり説明責任と透明性を確保する。</p> <p>10. JICA により派遣される専門家は、職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を尊重し、相手国政府への助言や協力を行う。</p> | | |
| <p>1.6 相手国政府に求める要件</p> <p>1. 相手国政府は、プロジェクトの計画作成とその実施の決定において、環境社会配慮調査の結果を十分考慮することが求められる。</p> <p>2. JICA は、要請案件の採択の可否の検討や、協力事業における環境社会配慮の支援と確認を行うに際して、別紙 1 に示す要件を相手国政府に求め確認する。</p> <p>3. 環境影響評価において作成される各種文書や報告書(以下「環境影響評価文書」という)は、相手国の公用語又は広く使用されている言語で書かれていなければならない。また、説明に際しては、地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されていなければならない。</p> | | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|---|
| <p>4. 環境影響評価文書は、地域住民等も含め、相手国において公開されており、地域住民等の現地ステークホルダーがいつでも閲覧可能であり、また、コピーの取得が認められていることが要求される。</p> | | |
| <p>1.7 対象とする協力事業 JICA が行う開発調査事業、無償資金協力事業のための事前の調査、技術協力プロジェクト事業を対象とする。また、以上のスキーム以外の調査を行う場合は、その目的に応じて必要な範囲において本ガイドラインの関連部分を尊重する。</p> | <p>1.5 ガイドラインの対象 本ガイドラインは、JICA が行う技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、有償資金協力、無償資金協力(国際機関経由のものを除く)、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査を対象とする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> JICA が行う開発調査事業が対象から外されている。JICA がこれまで実施してきた開発調査事業に相当する協力準備調査も当然対象とするべきである。 |
| <p>1.8 緊急時の措置 緊急を要する場合は、自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高くガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合をいう。JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを審査諮問機関に諮問する。また、審査諮問機関の検討結果と協力事業の結果を情報公開する。</p> | <p>1.6 JICA による環境社会配慮確認 (4) 緊急時の措置 自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、政策上緊急に実施する必要があり、ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合に、適切な環境社会配慮の実施に支障のない範囲で、一部の手続きを変更することがある。この場合、JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを公開する。</p> | |
| <p>1.9 普及 JICA は、ガイドラインのホームページへの掲載、相手国政府や関係府省及び関係機関に本ガイドラインの説明を行い、その理解を求める。</p> | | |
| <p>II. 環境社会配慮のプロセス</p> | | |
| <p>2.1 情報の公開 1. プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は、協力事業によって相手国政府を支援する。 2. JICA は、環境社会配慮に関し重要な情報を協力事業の主要な段階で、本ガイドラインに則って適切な方法で自ら情報公開する。 3. JICA は、協力事業の初期段階において、情報公開が確実に行われる</p> | <p>1.8 情報公開 プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が行うことを原則とする。公開すべき環境社会配慮に関する情報には、プロジェクト本体に関する情報を含む。 JICA は、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとともに、情報提供に対して誠実に対応する。これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に</p> | <ul style="list-style-type: none"> 現行ガイドラインでは、JICA が行う調査の情報公開についての基本方針を規定しているが、素案では JICA が行う調査の情報公開に関する基本方針についての規定がない。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|--|--|
| <p>ことを担保するための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。</p> <p>4. 公開すべき環境社会配慮に関する情報には、協力事業本体に関する情報を含む。</p> <p>5. JICA は、公開を行う情報のほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。</p> <p>6. JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報が現地ステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国政府に対して積極的に働きかける。</p> <p>7. JICA が相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う場合においては、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行う。</p> <p>8. JICA は、情報公開をウェブサイト上で日本語及び英語により行うとともに、関連する報告書を JICA 図書館、現地事務所において閲覧に供する。</p> <p>9. JICA は、ウェブサイト上での公開に合わせて、相手国の公用語又は広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式による資料を相手国政府と共同で作成し、積極的に情報公開を行う。</p> | <p>行われることを促進するとともに、JICA は、重要な情報につき、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。更に、JICA は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報がステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国における関係法令等を踏まえつつ、相手国等への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める。また、JICA は、相手国等がステークホルダーとの協議を行う場合においては、必要な情報を公開して行うよう働きかける。</p> <p>JICA は、以上に規定するほか、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。</p> <p>JICA は、情報公開の原則と、情報の保秘に係る相手国等の事情を両立させる。</p> | <p>【備考】</p> <p>JICA が行う調査の情報公開に関する基本方針が規定されていないため、個別論点においても規定されていない点がある。例えば、開発計画調査型技術協力の最終報告書に関する規定、また協力準備調査の公開といった点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ガイドラインでは、協議の際には「事前に十分な時間的余裕を持って」情報公開をすることが規定されていたが、素案では記述がない。 |
| <p>2.2 現地ステークホルダーとの協議</p> <p>1. より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、現地ステークホルダーとの協議を相手国政府が主体的に行うことを原則とし、JICA は協力事業によって相手国政府を支援する。</p> <p>2. JICA は、協力事業の初期段階において、現地ステークホルダーとの協議を行うための枠組みについて、相手国政府と協議し合意する。</p> <p>3. JICA は、意味ある協議とするために、プロジェクトの影響を直接受けると想定される住民に対して特に留意しつつ協議を行う旨を、相手国政府と共同で事前の広報により周知する。</p> <p>4. JICA は、カテゴリ A については、開発ニーズの把握、環境社会面での問題の所在の把握及び代替案の検討について早い段階から相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。少なくともスコー</p> | <p>1.9 ステークホルダーとの協議</p> <p>より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とする。</p> <p>特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案は「基本的事項」における規定であり、現行ガイドラインは「環境社会配慮プロセス」における規定であるという違いはあるものの、素案では、「ステークホルダーとの協議」に関する詳細な規定がなくなっている。 ・ 素案においては、開発ニーズの把握が協議の内容に含まれていない。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|----|
| <p>ピング時、環境社会配慮の概要検討時及び協力事業の最終報告書案が作成された段階において一連の協議を行う。</p> <p>5. JICA は、カテゴリ B についても、必要に応じ、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>6. 協議を行った場合は、JICA は、相手国政府と共同で協議記録を作成する。</p> | | |
| <p>2.3 環境社会配慮の項目</p> <p>1. 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。</p> <p>2. 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。</p> <p>3. 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p> | <p>別紙 1</p> <p>3. 検討する影響のスコープ</p> <p>(1)調査・検討すべき環境や社会への影響は、プロジェクト毎に影響を選定するが、影響の例には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、地域における利害の対立、HIV/AIDS などの感染症、労働環境（労働安全を含む）等）越境又は地球規模の環境問題(地球温暖化を含む)への影響が含まれる。</p> <p>(2)調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルに渡る影響を考慮することが望ましい。</p> <p>(3)環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|--|
| <p>2.4 審査諮問機関への諮問</p> <p>1. JICA は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を第三者的な機関として常設する。</p> <p>2. 審査諮問機関は、カテゴリ A 案件とカテゴリ B 案件について、要請段階から協力事業の終了まで関与し、JICA からの諮問に対応して支援の是非について答申するほか、個々の協力事業における環境社会配慮の面での助言を行う。なお、事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。</p> <p>3. 審査諮問機関の議論は公開される。議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。 4. 協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、審査諮問機関の助言を得なければならない。</p> | <p>1.10 審査諮問機関</p> <p>JICA は、必要な知見を有する外部の専門家からなる審査諮問機関を設置する。審査諮問機関は、JICA が、カテゴリ A のマスタープラン調査またはフィージビリティ調査全体を行う場合において、環境社会配慮調査に関し、JICA からの要請に応じて、助言を行う。事業の特性等を勘案し必要に応じて臨時委員の参画を求める。審査諮問機関の議論は公開され、議事録は発言順に発言者名を記したものを作成し公表する。</p> | <p>審査諮問機関については、今後議論するが、現行ガイドラインと素案との比較という意味では、以下が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カテゴリ B が審査諮問対象から削除されている。 ・ 審査諮問対象がマスタープラン調査またはフィージビリティ調査全体を行う場合に限定されている。 ・ 審査諮問機関の役割から「支援の是非について答申する」が削除されている。 ・ 「協力事業において技術的支援を受けるために設置される委員会は、個々の協力事業の環境社会配慮については、審査諮問機関の助言を得なければならない」との規定が削除されている。 |
| <p>2.5 カテゴリ分類</p> <p>1. JICA は、プロジェクトを、その概要、規模、立地、当該国の環境影響評価制度の内容等を勘案して、以下に示すように環境・社会的影響の程度に応じて 3 段階のカテゴリ分類を行う。</p> <p>2. カテゴリ A : 環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合、影響範囲が大きかったり影響が不可逆である場合もカテゴリ A に分類される。さらに、相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等</p> | <p>1.7 スクリーニング(カテゴリ分類)</p> <p>(1) スクリーニング</p> <p>JICA は、プロジェクトに関する環境レビューを行う前に、プロジェクトを次項のカテゴリのいずれかに分類する。これ以降の手続きは、各カテゴリに応じた手続に従って実施される。</p> <p>JICA は、早期にスクリーニングを行うため、必要な情報の早期提出を相手国等に求める。</p> <p>スクリーニングでは、プロジェクトの環境や社会への影響について、個別にプロジェクトの概要、規模、立地等を勘案し、カテゴリ分類を行う。</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|----|
| <p>で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 2 に示す。</p> <p>3. カテゴリ B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられる協力事業はカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。</p> <p>4. カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業。</p> <p>5. スクリーニングの後でも、協力事業の進捗に伴い配慮すべき環境社会影響が新たに判明した場合など、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>6. マスタープランは、協力事業の初期段階ではプロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p> <p>7. JICA は、相手国政府に別紙 3 のスクリーニング様式の記入を求め、その情報をカテゴリ分類の際の参考にする。</p> | <p>相手国等からの情報提供に基づくスクリーニングの後でも、配慮すべき環境や社会への影響が新たに判明した場合など、必要に応じ、JICA はカテゴリ分類を変更することがありうる。</p> <p>(2) カテゴリ分類</p> <p>1) カテゴリ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクトはカテゴリ A に分類される。また、影響が複雑であったり、先例がなく影響の予測が困難であるような場合もカテゴリ A に分類される。影響は、物理的工事が行われるサイトや施設の領域を超えた範囲に及びうる。カテゴリ A には、原則として、影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、影響を及ぼしやすい特性を持つプロジェクト及び影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクトが含まれる。影響を及ぼしやすいセクター・特性や影響を受けやすい地域の例示一覧を別紙 2 に示す。</p> <p>2) カテゴリ B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリ B に分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。なお、有償資金協力のエンジニアリング・サービス借款のうち、準備工事等を伴わないものについては、カテゴリ C に属するものを除きカテゴリ B とする。</p> <p>3) カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト。次のいずれかに属するプロジェクトは原則として、カテゴリ C に分類される。</p> <p>(a)通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト(例：人材開発、国際収支支援、既存設備のメンテナンス)</p> <p>(b)プロジェクトに対する相手国等又は JICA の関与が小さく、JICA が環境レビューを行う意義に乏しいと合理的と考えられる場合</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|--|---|
| | <p>4) カテゴリ F I : JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICA の合意文書締結後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクトの選定や審査を実質的に行い、JICA の合意文書締結（或いはプロジェクト審査）前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境や社会への望ましくない影響を持つことが想定される場合、カテゴリ F I に分類される。</p> <p>(3) マスタープラン調査のカテゴリ分類 マスタープランは、プロジェクトが明確でない場合が多いが、その場合でもプロジェクトを想定してカテゴリ分類を行う。その際に、派生的・二次的な影響や累積的影響を考慮に入れる。また、複数の代替案を検討する場合は、それら代替案のなかで最も重大な環境社会影響の可能性を持つ代替案のカテゴリ分類に拠るものとする。調査の進捗に伴いプロジェクトが明確になった以降は、必要に応じてカテゴリ分類を見直すものとする。</p> | |
| <p>2.6 参照する法令と基準</p> <p>1. JICA は、プロジェクトが環境社会配慮上の要件を満たしているかを原則として以下のように確認する。</p> <p>2. JICA は、相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。</p> <p>3. JICA は、環境社会配慮等に関し、日本、国際機関、地域機関、日本以外の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準やグッドプラクティス等を参照する。相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国政府（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認す</p> | <p>1.6 JICA による環境社会配慮確認</p> <p>(3) 参照する法令と基準</p> <p>JICA は、プロジェクトが本ガイドラインの示す環境社会配慮上の要件を満たしているかどうかを原則として以下のように確認する。</p> <p>相手国及び当該地方の政府等が定めた環境や地域社会に関する法令や基準等を遵守しているか、また、環境や地域社会に関する政策や計画に沿ったものであるかを確認する。</p> <p>さらに、JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと適合しているかどうかを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれら</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行ガイドラインでは、相手国における環境社会配慮の法令等がそれらの基準やグッド |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|--|
| <p>る。</p> <p>4. JICA は、プロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p> <p>5. JICA は、情報公開に関し、相手国政府と日本政府の関連する法律を踏まえる。</p> | <p>の基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、相手国等との対話を行い、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。</p> <p>なお、環境レビューにおいては、JICA は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトをとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。</p> | <p>プラクティス等と比較し大きな乖離がある場合には、「対話を通じた働きかけ」をすることになっていたが、「働きかけ」という文言が削除され、単に「対話」をするだけに留まっている。</p> |
| <p>2.7 社会環境と人権への配慮</p> <p>1. 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、環境社会配慮への支援・確認を行う際には、こうした条件を十分に考慮する。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、相手国政府の理解を得た上で情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。</p> <p>2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する。</p> | <p>1.1 理念</p> <p>…また、環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及びプロジェクトが実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている国・地域を含め、環境社会配慮の確認・支援を行う際には、こうした状況を十分に考慮する。</p> <p>さらに、環境社会配慮を機能させるためには、基本的人権の尊重が重要であることから、JICA は、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重し、この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮するとともに、人権の状況を把握する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「意思決定に反映する」との規定が削除されている。 |
| <p>2.8 JICA の意思決定</p> <p>1. JICA は、プロジェクトの性質や立地環境、環境と地域社会に及ぼす影響の程度、相手国政府や事業実施主体者の環境社会配慮の実施体制及び情報公開や住民参加の措置の実施見込みについて、要請検討時に確認し、スクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、協力事業に関する環境社会配慮について外務省に提言を行う。提言には、必要に応じて、より上位の調査に変更することや、無償資金協力のための</p> | <p>1.1.1 JICA の意思決定</p> <p>(1)技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>JICA は、スクリーニング及び環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境社会配慮の確認の結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICA は技術協力、有償資金協力、無償資金協力を実施しないこと</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|----|
| <p>事前の調査から開発調査に変更することなどを含める。</p> <p>2. JICA は、外務省が国際約束を締結した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう協力事業に必要な措置を盛り込む。</p> <p>3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば開発ニーズの把握が不適切な場合、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p> | <p>もありうる。</p> <p>JICA は、相手国等が環境社会配慮を確実に実施するために必要と考える場合、合意文書あるいはこれに付随する文書を通じ、以下の内容を確保するよう最大限努力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手国等は、環境社会配慮に係る対策やモニタリングについて JICA へ報告すること。なお、予見せざる原因等により、環境社会配慮上の要件が達成できないおそれがある場合は、その旨 JICA に報告すること。 相手国等は、環境社会配慮に関する問題が生じた場合には、相手国等と当該プロジェクトに関わるステークホルダーとの間での協議が行われるよう努力すること。 相手国等が、本ガイドラインに基づき JICA が要求する事項を満たしていないことが明らかになった場合、あるいは、環境レビューに際して相手国等より正しい情報が提供されなかったことにより環境に望ましくない影響が及ぶことが合意文書締結後に明らかになった場合に、JICA は、合意文書に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の変更（停止及び期限前償還を含む）を求めることがあること。 監理の結果、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であると JICA が判断した場合には、相手国等に対し、適切な対応を要求することがあること。さらに、JICA の要求に対する相手国等の対応が不適切な場合には、JICA は技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力の実施の変更（停止及び期限前償還を含む）を検討することがあること。 <p>(2) 開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p> <p>JICA は、外務省が採択した案件について、当初想定していなかった不適切な点が判明した場合、適切な環境社会配慮が確保されるよう、必</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---|
| | <p>要な措置を盛り込む。</p> <p>このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICA は、案件を中止すべきことを外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p> | |
| <p>2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保</p> <p>JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの<u>遵守を確保する</u>。JICA はガイドラインの遵守を確保する一環として、別途定めるところにより、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p> | <p>1.12 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保</p> <p>JICA は、本ガイドラインに示された方針や手続きを適切に実施し、ガイドラインの<u>遵守が確保されるよう努める</u>。JICA は、ガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 現行ガイドラインでは「遵守を確保する」としているものが、素案では「遵守が確保されるよう努める」となっている。 |
| <p>2.10 ガイドラインの適用と見直し</p> <p>1. 本ガイドラインは、2004 年 4 月 1 日より施行し、2004 年度の要請案件から適用する。2004 年 4 月 1 日以前に要請がなされた案件については、可能な項目については本ガイドラインを適用して協力事業を実施する。ただし、異議申し立て制度については、早急に体制整備を進める。</p> <p>2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、その結果に基づき、<u>本ガイドライン施行後 5 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う</u>。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、日本の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。</p> <p>3. <u>本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドライン</u></p> | <p>1.13 ガイドラインの適用と見直し</p> <p>本ガイドラインは、平成 年 月 日より施行し、本ガイドライン施行以前に実質的な要請に至ったプロジェクトについては、当該プロジェクトに適用されていたガイドラインを適用する。</p> <p>JICA は、本ガイドラインの実施状況について確認を行い、その結果に基づき、<u>本ガイドライン施行後 10 年以内に包括的な検討を行って、その結果、必要に応じて改定を行う</u>。改定に当たっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国の NGO、我が国の NGO や企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。ただし、<u>軽微な改定については、この限りでない</u>。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの改定が、5 年以内から 10 年以内となっている。 素案では、「軽微な改定についてはこの限りではない」とある。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|---|
| <p><u>の改定に反映させる。</u></p> | <p>1.6 JICA による環境社会配慮確認 (2) 環境社会配慮確認に関する情報 JICA は、基本的に相手国等から提供される情報に基づきスクリーニング及び環境レビューを行うが、必要に応じ、相手国等に対し追加的な情報の提供を求める。 JICA は、相手国等から提供される情報のみならず、協調融資を行おうとしている融資機関、ステークホルダーから提供される情報の重要性を認識し、これらも活用してスクリーニング及び環境レビューを行う。 他の金融機関等と協調融資を行うプロジェクトについては、その金融機関等との環境社会配慮に関する情報の交換に努める。 カテゴリ A (1.7 参照) のプロジェクトに関しては、相手国の環境アセスメント制度に基づき行われている、当該プロジェクトに関わるステークホルダーの関与や情報公開等の状況についても確認を行う。 JICA は、必要に応じ環境社会面に専門性を有する者によるプロジェクト予定サイトへの実査等により環境社会配慮の確認を行うことがある。 JICA は、必要に応じ外部専門家等の意見を求め、活用する。</p> | |
| <p>III. 環境社会配慮の手続き</p> | | |
| <p>3.1 要請確認段階(全てのスキームに共通) 1. 外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国政府の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえ 1 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行った上で、要請された案件の採択に関して環境社会配慮の観点から意思決定し外務省に提言を行う。 2. JICA は、カテゴリ A に分類された要請案件については、提言の作成に先立って事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集して提言に反映する。 3. カテゴリ分類に必要な情報が不足する場合は、在外公館や JICA 事</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力 (1) 要請確認段階 1)外務省に要請された案件について、JICA は、事業概要、立地環境、相手国等の環境影響評価制度の内容等に関する情報を確認し、事業特性及び地域特性を踏まえスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、その根拠と共に外務省に通報する。 2)JICA は、カテゴリ A に分類された要請案件については、事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をホームページ上で一定期間、情報公開し、環境社会配慮の観点から外部の情報や意見を収集した上で 1)の通報を行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金協力を前提とした事業の調査について、現行ガイドラインの「3.1」から「3.6.2」は協力準備調査に取って代わっている。しかしながら、「3.1」から「3.6.2」の調査手続きで素案が対応しているのは、JICAの資金協力を前提としていない「開発計画調査型技術協力」の場合のみである。協力準備調査は、ガイドライン |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---|
| <p>務所等を通じて、相手国政府に照会する。また、照会のみでは情報が不十分と判断される場合は、JICA は調査団等を派遣し、関係者との協議や現地踏査等を通じて環境社会配慮に関する情報を収集するとともに、速やかにその調査結果報告書の情報公開を行う。</p> <p>4. 外務省が国際約束を締結した段階で、JICA は、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で情報公開する。また、カテゴリ A とカテゴリ B の協力事業については、JICA が外務省に提言した内容をウェブサイト上で情報公開する。</p> | <p>また、以下の手続きについては、カテゴリ C の調査については、スクリーニング以降の手続きは省略される。</p> | <p>の適用対象からは外されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発計画調査型技術協力の手続きのみが規定されており、協力準備調査においてマスタープラン、フィージビリティ・スタディーという開発調査を実施する場合が規定されていない。 |
| <p>3.2 開発調査(マスタープラン調査)</p> | | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|--|--|
| <p>3.2.1 事前調査段階</p> <p>1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき事前調査を行う。この際、<u>カテゴリ A 及び B の調査については必ず、カテゴリ C の調査については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、</u>現地踏査を行う。</p> <p>2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、現地踏査、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) 案を作成する。<u>JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。</u></p> <p>4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、Scope of Work(S/W)案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(2) マスタープラン調査</p> <p>1) 詳細計画策定調査段階</p> <p>JICA は、<u>環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、必要に応じ、現地踏査</u>を行う。</p> <p>JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、相手国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の調査項目案を作成する。<u>JICA は、カテゴリ A の調査については、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。</u></p> <p>JICA は、環境社会配慮調査の調査項目案及び調査実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国等による計画決定に適切に反映されることについて相手国等の合意を得る。</p> <p>JICA は、相手国等と合意できた場合、調査項目案を含む合意文書を締結する。合意できない場合には、締結を行わずに保留案件とする。なお、詳細計画策定調査を行わない場合は、上記を本格調査の開始段階</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインでは、現地踏査が、カテゴリ A 及び B については必ず実施していたものが、素案ではカテゴリ A も含めて「必要に応じ」としか規定されていない。 ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインでは、環境社会配慮調査の調査項目案作成にあたり、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りが同案に反映されることになっていたが、素案では「反映」についての言及がない。 ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインでは、JICA として協力を実施すべきでない判断した場合には、外務省に対して協力中止の提言をする規定があったが、素案ではその規 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|---|
| <p>3.2.2 S/W 署名段階</p> <p>1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。</p> | <p>で行う。</p> <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(4) 情報公開</p> <p>JICA は、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。</p> <p>1) カテゴリ A に分類された要請案件については、事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をウェブサイト上で一定期間、情報公開する。</p> <p>2) 外務省が国際約束を締結した段階で、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で情報公開する。</p> <p>3) カテゴリ A、B のプロジェクトについては、合意文書締結後速やかに、合意文書と環境社会配慮に関連する情報を、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(3) 情報公開</p> <p>1)(a) 協力準備調査を行うプロジェクトについては、協力準備調査の実施決定前に、協力準備調査を行わないプロジェクトについては、スクリーニングを終了したときできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で公開する(カテゴリ C に分類された技術協力プロジェクトを除く)(第 1 次スクリーニングと呼ぶ)。</p> | <p>定がなくなっており、「保留案件」とのみ書かれている。また、保留案件の今後の扱いについての記述がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (協力準備調査におけるマスタープランの場合) 調査実施前にプロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開するが、それ以外の調査手続きは規定されていない。 |
| <p>3.2.3 本格調査段階</p> <p>1. JICA は、カテゴリ A 又は B の調査については、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3. JICA は、カテゴリ A の調査については、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査の TOR に反映させる。協議の内容については、プロジェクトのニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。カテゴリ B についても必要に応じて、スコーピング案を情報公開</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>2) 本格調査段階</p> <p>次が行われるものとする。</p> <p>(a) JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>(b) JICA と相手国等は、詳細計画策定調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、スコーピング案を作成する。既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、主に代替案の比較検討に環境社会配慮面を組み込む方法で、環境社会配慮の検討を行う。環境社会配慮調査の Terms of Reference (TOR) は、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものと</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインでは、現地踏査が、カテゴリ A 及び B については必ず実施していたものが、素案ではカテゴリ A も含めてどのような場合に調査団を参加させるのか規定がない。 ・ (技術協力の場合) 素案では、スコーピング案の作成の方法論について、「比較的容易に入 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|--|---|
| <p>した上で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>4. TOR は、<u>ニーズの把握</u>、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。</p> <p>5. JICA は、<u>TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討を含んだ環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、その結果を適宜、調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</u></p> <p>6. カテゴリ A の調査については、<u>JICA は、環境社会配慮の概要検討時に、情報公開した上で</u>相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。<u>カテゴリ A の調査については、同案を情報公開する</u>とともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。<u>カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開</u>した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>8. JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>9. <u>JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</u></p> | <p>する。なお、戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する。</p> <p>(c) カテゴリ A の調査については、スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が環境社会配慮調査の TOR に反映される。協議の内容については、代替案の検討についても広く含まれる。</p> <p>(d) カテゴリ A の調査については、調査の中間段階で、情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書案に反映される。ただし、ステークホルダー協議が必要ないと考えられる場合は省略される。</p> <p>(e) カテゴリ A の調査については、最終報告書案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書に反映される。</p> <p>(f) カテゴリ B の調査については、必要に応じて、情報公開した上でステークホルダー協議が行われる。</p> <p>(g) JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(4) 情報公開</p> <p><u>4) カテゴリ A のプロジェクトについては、スコーピング案、最終報告書案、必要に応じ調査の中間段階の資料の環境社会配慮関係部分を、ウェブサイト上で公開する。</u></p> | <p>手可能な情報」及び「必要に応じた『簡易な』現地調査」に基づきと規定されている。これらの規定は現行ガイドラインではなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（技術協力の場合）素案において、スコーピング案について、代替案の比較検討のみで、ニーズの把握の観点からの調査が、調査内容から除外されている。 ・（技術協力の場合）現行ガイドラインでは、IEE レベルにおいて、ゼロオプションを含んだ調査を実施し、調査レポートに反映することになっていたが、素案ではその規定がなくなっている。 ・（技術協力の場合）現行ガイドラインでは、カテゴリ A と必要に応じてカテゴリ B のスコーピング案、概要検討、最終報告書案は、それ自体が公開されることになっていたが、素案では報告書案ではなく、「資料の環境社会配慮関係部分」を公開と規定されている。 ・（技術協力の場合）現行ガイ |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|----------------|------|---|
| | | <p>ドラインでは、最終報告書を完成後速やかに公開することになっていたが、素案では、最終報告書の公開に関する規定がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（協力準備調査におけるマスタープランの場合）現行ガイドラインで規定されている手続きが規定されていない。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|--|
| <p>3.3 開発調査(フィージビリティ調査)</p> <p>3.3.1 事前調査段階</p> <p>1. JICA は、1 回目のスクリーニング結果等に基づき、事前調査を行う。この際、<u>カテゴリ A 及び B の調査については必ず、カテゴリ C については必要に応じて、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査を行う。</u></p> <p>2. JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、<u>現地踏査</u>、相手国政府との協議を行う。収集した情報及び相手国政府との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>3. JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の TOR 案を作成する。<u>JICA は、カテゴリ A の調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果を TOR 案に反映させる。</u></p> <p>4. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>5. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、SW 案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国政府による計画決定に適切に反映されることについて相手国政府の基本的な合意を得る。</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(3) フィージビリティ調査</p> <p>1) 詳細計画策定調査段階</p> <p>JICA は、<u>環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、必要に応じ、現地踏査を行う。</u></p> <p>JICA は、要請書に記載のあった環境社会配慮関連の事項及び要請確認段階で収集した環境社会に関する情報について確認を行うとともに、関連情報の収集、相手国等との協議を行う。収集した情報及び相手国等との協議結果に基づき、2 回目のスクリーニングによるカテゴリ分類を行い、必要に応じてカテゴリ分類を変更する。</p> <p>JICA は、カテゴリ分類に基づき予備的なスコーピングを行い、その結果に基づく環境社会配慮調査の調査項目案を作成する。<u>JICA は、カテゴリ A の調査については、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。</u></p> <p>JICA は、環境社会配慮調査の調査項目案及び調査実施体制についての相手国等との協議を踏まえ、合意文書案を作成する。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの相手国等による計画決定に適切に反映されることについて相手国等の合意を得る。</p> <p>JICA は、相手国等と合意できた場合、調査項目案を含む合意文書を締結する。合意できない場合には、締結を行わずに保留案件とする。なお、詳細計画策定調査を行わない場合は、上記を本格調査の開始段階で行う。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインでは、現地踏査については必ず実施していたが、素案ではカテゴリ A も含めてどのような場合に調査団を参加させるのが規定がない。 ・ (技術協力の場合) 素案では、JICA が要請書に記載のあった事項について確認を行い、現地踏査も行うことが規定されていたが、素案では、現地踏査が除外されている。 ・ (技術協力の場合) 調査項目案作成の際、ステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行うことは現行ガイドラインでは規定されているが、その結果を調査項目案に反映させるという規定が素案ではなくなっている。 ・ (技術協力の場合) 現行ガイ |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---|
| <p>3.3.2 S/W 署名段階</p> <p>1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。なお、合意できない場合には、署名を行わずに保留案件とする。 この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>2. JICA は、署名後速やかに、S/W と環境社会配慮に関連する情報を公開する。</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(4) 情報公開 JICA は、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。 1) カテゴリ A に分類された要請案件については、事業実施国、実施地域、事業概要の 3 点をウェブサイト上で一定期間、情報公開する。 2) 外務省が国際約束を締結した段階で、協力事業の名称、国名、場所、概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で情報公開する。 3) カテゴリ A、B のプロジェクトについては、合意文書締結後速やかに、合意文書と環境社会配慮に関連する情報を、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(3) 情報公開 1)(a) 協力準備調査を行うプロジェクトについては、協力準備調査の実施決定前に、協力準備調査を行わないプロジェクトについては、スクリーニングを終了したときできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で公開する(カテゴリ C に分類された技術協力プロジェクトを除く)(第 1 次スクリーニングと呼ぶ)。</p> | <p>ラインでは、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力中止の提言をする規定があったが、素案ではその規定がなくなっており、「保留案件」とのみ書かれている。また、保留案件の今後の扱いについての記述がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (協力準備調査におけるフィージビリティ・スタディーの場合) 調査実施前にプロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠を公開するが、それ以外の調査手続きは規定されていない。 |
| <p>3.3.3 本格調査段階</p> <p>3.3.3.1 カテゴリ A の調査</p> <p>1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府と協議を行い、スコーピング案を作成する。</p> <p>3. JICA は、スコーピング案を情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を環境社会配慮調査の TOR に反映させる。協議の内容については、協力事業のニーズの把握や代替案の検討についても広く含める。</p> <p>4. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケ</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(3) フィージビリティ調査</p> <p>2) 本格調査段階(カテゴリ A) 次が行われるものとする。</p> <p>(a) JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。 (b) JICA と相手国等は、詳細計画策定調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、スコーピング案を作成する。スコーピング案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が環境社会配慮調査の TOR に反映される。協議の内容については、代替案の検討についても広く含まれる。TOR は、影響項目、調査方法、代替案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ (技術協力の場合) 素案において、スコーピング案及び TOR において、ニーズの把握が除外されている。 ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインにある、環境社会配慮調査の結果が調査の過程で作成するレポートに反映するという規定が、素案では含まれていない。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|---|
| <p>ジュール等を含むものとする。</p> <p>5. JICA は、TOR に従い、EIA レベルで、環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。<u>環境社会配慮調査の結果は、適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</u></p> <p>6. JICA は、<u>環境社会配慮の概要検討時に情報公開した上</u>で、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を反映させる。</p> <p>7. JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。<u>同案を情報公開</u>するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>8. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>9. <u>JICA は、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。</u></p> | <p>の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>(c) JICA と相手国等は、TOR に従い、詳細な現地調査に基づき、環境社会配慮調査を行い、環境社会影響を回避・軽減するための対策（影響回避が出来ない場合の補償・代償措置を含む）やモニタリング及び制度の整備を検討する。また、事業を実施しない案を含む代替案の検討を行う。</p> <p>(d) 調査の中間段階で、情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書案に反映される。<u>ただし、ステークホルダー協議が必要ないと考えられる場合は省略できる。</u></p> <p>(e) 最終報告書案を情報公開した上でステークホルダー協議が行われ、その結果が最終報告書に反映される。</p> <p>(f) JICA は、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(4) 情報公開</p> <p><u>4)カテゴリAのプロジェクトについては、スコーピング案、最終報告書案、必要に応じ調査の中間段階の資料の環境社会配慮関係部分を、ウェブサイト上で公開する。</u></p> | <ul style="list-style-type: none"> ・（技術協力の場合）素案において、カテゴリ A のフィージビリティ・スタディーであるにも関わらず、最終報告案においてステークホルダー協議が、どのような場合において省略可能であるかも規定せず、省略できるように規定されている。 ・（技術協力の場合）現行ガイドラインでは、スコーピング案、概要検討、最終報告書案は、それ自体が公開されることになっていたが、素案では報告書案自体ではなく、「資料の環境社会配慮関係部分」を公開すると規定されている。 ・（技術協力の場合）現行ガイドラインでは、最終報告書は完成後速やかに公開されることが規定されていたが、素案では、最終報告書に関する規定がない。 ・（協力準備調査におけるフィージビリティ・スタディーの場合）現行ガイドラインで規定されている手続きが規定されていない。 |
| <p>3.3.3.2 カテゴリ B の調査</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・（技術協力の場合）TOR に二 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|---|--|
| <p>1. JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>2. JICA は、事前調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、相手国政府とスコーピングを行い、環境社会配慮調査の TOR を作成する。</p> <p>3. TOR は、ニーズの把握、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。</p> <p>4. JICA は、TOR に従い、IEE レベルで、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行い、調査の結果を適宜調査の過程で作成する各種レポートに反映する。</p> <p>5. JICA は、IEE レベルの調査結果を踏まえ、再度スクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、上記「3.3.3.1」の手続きに従う。カテゴリ B とされたものについては、環境社会配慮調査の結果を協力事業の最終報告書案に反映させる。カテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>6. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査の結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明してコメントを得る。その結果を最終報告書に反映させる。</p> <p>7. JICA は、最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国政府に提出する。</p> <p>8. JICA は必要に応じて、情報公開するとともに相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。</p> <p>9. JICA は、最終報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> | <p>(3) フィージビリティ調査</p> <p>3) 本格調査段階 (カテゴリ B)</p> <p>次が行われるものとする。</p> <p>(a) JICA は、調査団に環境社会配慮に必要な調査団員を参加させる。</p> <p>(b) JICA と相手国等は、詳細計画策定調査より広い範囲で、関連する情報の収集、現地踏査を行い、TOR を作成する。TOR は、影響項目、調査方法、代替案の検討、スケジュール等を含むものとする。JICA と相手国等は、TOR に従い、既存データなど比較的容易に入手可能な情報、必要に応じた簡易な現地調査に基づき、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討などの環境社会配慮調査を相手国等と共同で行う。</p> <p>(c) 必要に応じて、情報公開した上で、ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>(d) JICA は、調査結果を反映した最終報告書を作成し、本ガイドラインを満たすことを確認した上で相手国等に提出する。</p> <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>(4) 情報公開</p> <p>4) カテゴリ A のプロジェクトについては、スコーピング案、最終報告書案、必要に応じ調査の中間段階の資料の環境社会配慮関係部分を、ウェブサイト上で公開する。</p> | <p>ーズの把握が含まれていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (技術協力の場合) 素案では、TOR の作成の方法論について、「比較的容易に入手可能な情報」及び「必要に応じた『簡易な』現地調査」に基づきと規定されている。現行ガイドラインではなかったものである。 ・ (技術協力の場合) 現行ガイドラインでは、最終報告書は完成後速やかに公開されることが規定されていたが、素案では、最終報告書に関する規定がない。 ・ (協力準備調査におけるフィージビリティ・スタディーの場合) 現行ガイドラインで規定されている手続きが規定されていない。 |
| <p>3.4 詳細設計調査</p> <p>3.4.1 連携 D/D</p> <p>JICA は、JBIC との連携 D/D については、JBIC ガイドラインに基づき、通常の案件と同様の環境審査プロセスを行った案件であって、円借款を供与することが適切であると JBIC により判断されたものを対象と</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案では、全く規定されていない。従って、現状のままでは、詳細設計に関する社会配慮手続きが抜け落ちてしまっている。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|------|--|
| <p>する。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。</p> <p>3.4.1.1 事前調査段階 1. JICA は、カテゴリ A とカテゴリ B の案件については、JBIC から環境社会配慮に関する資料を入手し、JBIC の判断の結果を確認する。 2. JICA は、相手国政府が作成した環境や社会へ与える負の影響に対する緩和策(影響の回避と軽減ができない場合の補償・代償措置を含む)、モニタリング、及び有償資金協力供与の条件となる環境社会面での対応等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などを確認する。JBIC の審査内容と異なる状況が確認された場合は、JICA は JBIC に情報を提供し対応を求める。また、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、提供した情報を公開する。</p> <p>3.4.1.2 S/W の署名段階</p> <p>1. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。</p> <p>3.4.1.3 本格調査段階</p> <p>1. JICA は、カテゴリ A とカテゴリ B の調査については、調査団に環境社会配慮に必要な団員を参加させる。</p> <p>2. 調査中に JBIC の審査内容と異なる状況が確認された場合は、JICA は JBIC に情報を提供し対応を求める。また、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、提供した情報を公開する。</p> <p>3. JICA は、重大な影響が判明し適切な対応が困難と判断される場合は、外務省に対して調査の中止を提言する。また、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、提言内容を公開する。</p> <p>4. JICA は、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。</p> | | |
| <p>3.4.2 連携 D/D 以外の D/D</p> <p>JBIC との連携 D/D 以外の D/D については、連携 D/D と同様な審査ブ</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案では、全く規定されていない。従って、現状のままで |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|------|---------------------------------------|
| <p>ロセスが必要なため 3.4.2.1 で示した資料を JBIC ガイドラインを参考に審査し、環境社会配慮が適切に行われたものを対象とする。JICA は、エンジニアリング分野の実施設計調査を行うことを基本とする。</p> <p>3.4.2.1 要請確認段階</p> <p>1. カテゴリ A の要請案件については、相手国政府・実施機関に対して環境影響評価報告書の提出を求める。環境影響評価報告書に記載されていない内容が別紙 4 に示す。なお、非自発的住民移転が発生する場合には住民移転に関わる計画が、先住民族に影響を与える場合は先住民族への影響緩和に関する計画等が添付されていなければならない。</p> <p>2. カテゴリ B の要請案件については、環境影響評価が実施されていれば相手国政府・実施機関に対して同報告書の提出を求める。実施されていない場合は、環境社会配慮に関する他の調査報告書や情報の提供を求める。</p> <p>3. JICA は、カテゴリ A 又は B の要請案件については、環境影響評価報告書、相手国政府等の環境許認可証明書、住民移転に関わる計画書、先住民族への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書を、相手国政府と関係機関の意見を聴取の上、入手後速やかに公開する。</p> <p>4. JICA は、要請案件が JBIC ガイドラインを参考に、適切ではないと判断した場合は、案件の不採択又は開発調査など別のスキームを使った環境社会配慮調査の実施を外務省に提言する。</p> <p>3.4.2.2 事前調査段階</p> <p>1. JICA は、相手国政府が作成した環境や社会へ与える負の影響を回避・軽減するための緩和策（影響の回避が出来ない場合の代償措置を含む）モニタリング、及び制度の整備等を実施するための具体的なスケジュール、人員・体制、予算措置などが適切に確保されているか確認する。適切に確保されていない場合は改善を求める。改善がなされない場合は、協力事業の中止を外務省に提言する。</p> | | <p>は、詳細設計に関する社会配慮手続きが抜け落ちてしまっている。</p> |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|------|----|
| <p>2. カテゴリ A 又は B の調査については、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行う。</p> <p>3. JICA は、環境社会配慮に関して相手国政府と協議を行って、具体的な作業分担、連携、調整等の方法をまとめる。</p> <p>4. JICA は、TOR 案及び環境社会配慮の実施体制についての相手国政府との協議を踏まえ、S/W 案を作成する。</p> <p>3.4.2.3 S/W の署名段階</p> <p>1. 環境や社会へ与える負の影響を回避・軽減するための緩和策（影響の回避が出来ない場合の代償措置を含む）モニタリング、制度の整備などを適切に実施するために相手国政府と JICA が行う事項を S/W に盛り込む。また、協力の期間中に新たな負の影響が判明した場合の対応を S/W に盛り込む。</p> <p>2. JICA は、相手国政府と合意できた場合、TOR 案を含む S/W に署名する。S/W の内容に合意できない場合は署名を行わずに保留案件とする。この際、JICA として協力を実施すべきでないと判断した場合には、外務省に対して協力の中止を提言する。</p> <p>3. JICA は、署名後速やかに、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、S/W と環境社会配慮に関する情報を公開する。</p> <p>3.4.2.4 本格調査段階</p> <p>1. JICA は、S/W での合意に基づき、環境社会影響を回避・軽減・代償する緩和策、モニタリング計画と制度の整備の詳細を作成するために必要な支援を行う。</p> <p>2. 調査中に判明した新たな環境社会影響については、軽微なものであれば相手国政府や現地ステークホルダーなどと協議して、適切な対応策を検討する。</p> <p>3. JICA は、重大な影響が判明し適切な対応が困難と判断される場合は、外務省に対して調査の中止を提言する。</p> <p>4. JICA は、環境社会配慮面での調査や支援の内容を含んだ調査の最終</p> | | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|---|
| <p>報告書を作成し、相手国政府に提出する。 JICA は、相手国政府及び関係機関の意見を聴取の上、最終報告書を完成後速やかに、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> | | |
| <p>3.5 無償資金協力のための事前の調査</p> <p>3.5.1 カテゴリ A の調査</p> <p>1. JICA は、基本設計調査に先立ち、環境影響評価の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否か等について予備調査等を通じ確認する。<u>JICA は、その結果を速やかにウェブサイトで情報公開</u>する。</p> <p>2. JICA は、環境影響評価が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合、基本設計調査(B/D)を行う。環境影響評価等の結果及び予備調査等の結果を B/D に反映する。<u>JICA は、基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</u></p> <p>3. JICA は、環境影響評価が十分に実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて本ガイドラインの 3.3 を踏まえて<u>必要な環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対策を外務省に提言</u>する。</p> <p>3.5.2 カテゴリ B の調査</p> <p>1. JICA は、環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価等がなされているか否か等について予備調査等を通じ、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。<u>JICA は、その結果を速やかにウェブサイトで情報公開</u>する。</p> <p>2. JICA は、環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のない場合は、B/D を行う。環境影響評価等の結果は B/D に反映する。<u>JICA は、基本設計報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</u></p> | <p>2.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査</p> <p>(1) カテゴリ別の環境社会配慮の確認</p> <p>JICA は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境社会配慮の確認を行う。環境社会配慮の確認に当たっては、セクター別の環境チェックリストを適切に活用する。</p> <p>1) カテゴリ A</p> <p>プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。</p> <p>相手国等は、原則として環境アセスメント報告書（別紙 4 参照）及び相手国等の環境許認可証明書を提出しなければならない。また、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画（別紙 1 参照）、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画（別紙 1 参照）をそれぞれ提出しなければならない。JICA は、相手国等により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境社会配慮の確認を行う。</p> <p>2) カテゴリ B</p> <p>環境社会配慮の確認の範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。相手国等から提供される情報（相手国等で環境アセスメント報告書等が作成される場合は、これらを参照することもあるが、必須ではない）に基づき、JICA は、プロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案では、スクリーニングとカテゴリ別のレビュー方法しか環境社会配慮手続きが記載されていない。調査をどのような手続きで行うかについて、規定が全て省略されている。 ・ 現行ガイドラインでは、カテゴリ A と B に関しては、予備調査の結果と基本設計報告書が、速やかに情報公開されていたが、素案では一切これらの情報が公開されなくなる。 ・ 現行ガイドラインでは、「JICA が必要な環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対策を外務省に提言する」と規定しているが、素案では、JICA による外務省への提言に関する規定が一切おちている。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|--|
| <p>3. JICA は、環境影響評価等が実施されていない場合など、環境社会配慮調査が必要な場合、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣し、予備調査等にて環境社会配慮調査のスクーピングを行う。具体的には、ニーズの把握、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しない案を含む代替案の検討、スケジュール等を内容とする環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。</p> <p>4. JICA は、TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を行う。IEE レベルの調査が終了した段階で、2 回目のスクリーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査等のスキームを用いて本ガイドラインの 3.3 を踏まえて必要な環境社会配慮調査を行うことや協力の中止を含めた対応策を外務省に提言する。再度カテゴリ B とされたものについては、環境社会配慮調査の結果を B/D に反映させ、基本設計報告書を完成後速やかに情報公開する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。</p> <p>5. JICA は、調査結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。</p> | <p>回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する（代替案検討を含む）とともに、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。また、必要に応じて、情報公開、ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>3) カテゴリ C スクリーニング以降の手続きは省略される。</p> <p>(2) 情報公開 1) JICA は、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。 (a)事前の調査の実施決定前に、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で公開する（第 1 次スクリーニングと呼ぶ）。 (b) 第 1 次スクリーニング後、(c)の公開に先立ちに先立ち、カテゴリ A、B のプロジェクトについては、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠、影響項目の説明をウェブサイト上で公開する（第 2 次スクリーニングと呼ぶ）。 (c)カテゴリ A、B のプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため相手国等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書（以下「環境アセスメント報告書等」）の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等（これらに代えて環境社会配慮調査結果の場合がある）をウェブサイト上で速やかに公開する。 (d)環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書のうち、相手国で一般に公開されている文書については、その入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト上で公開する。</p> | |
| <p>3.6 技術協力プロジェクト 3.6.1 カテゴリ A の技術協力プロジェクト</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案では環境社会配慮の手続きについての詳細が規定され |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|------|--|
| <p>1. JICA は、事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣する。環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価がなされているか否か等について調査を行い、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> <p>2. JICA は、環境影響評価が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要のないプロジェクトについては、必要なモニタリングや環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた Record of Discussion(R/D)の署名を行う。JICA は、R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて公開する。</p> <p>3. JICA は、環境影響評価が実施されていない場合など、改めて環境社会配慮調査を行う必要がある場合は、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を外務省に提言する。</p> <p>4. JICA は、協力の実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> <p>5. JICA は、協力の実施期間中に、環境社会面の影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。</p> <p>6. JICA は、協力の終了後、自然や社会環境への影響が、環境影響評価や環境社会配慮調査で予測されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> | | <p>ていない。</p> |
| <p>3.6.2 カテゴリ B の技術協力プロジェクト</p> <p>1. JICA は、事前調査を行い、環境社会配慮に必要な調査団員を派遣</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案では環境社会配慮の手続きについて一切規定されてい |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|------|------------|
| <p>する。環境影響評価等の実施状況及びその内容、本ガイドラインを満たす環境影響評価等がなされているか否か等について調査を行い、改めて環境社会配慮調査を行う必要があるか否かを確認する。JICA は、事前調査報告書を完成後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> <p>2. JICA は、環境影響評価等が実施されている場合又は本ガイドラインに基づいて開発調査がなされている場合であって、改めて環境社会配慮調査を行う必要がない場合は、必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた R/D の署名を行う。協力は、環境影響評価等の結果を踏まえて計画され実施される。JICA は、R/D 及び環境社会配慮に関連する情報を速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて公開する。</p> <p>3. JICA は、協力の実施期間中に、相手国政府が行うモニタリング結果を確認する。必要と判断する場合は、JICA が直接モニタリングを行う。JICA は、実施後速やかにモニタリング結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> <p>4. JICA は、協力の実施期間中に、環境社会面への影響が確認された際は、相手国政府とともに必要な対策を講じる。</p> <p>5. JICA は、協力の終了後、自然や社会環境への影響が、環境社会配慮調査で予想されたものであったのか、また、採用された影響緩和策の効果について評価する。JICA は、評価結果を実施後速やかにウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所にて情報公開する。</p> <p>6. JICA は、環境影響評価等が実施されていない場合など、改めて環境影響評価を行う必要がある場合は、スコーピングを行い、影響項目、調査方法、プロジェクトを実施しないことを含む代替案の検討、スケジュール等を内容とする環境社会配慮調査の TOR を作成し、相手国政府と協議の上その合意を得る。</p> <p>7. JICA は、TOR に従い、IEE レベルの環境社会配慮調査を相手国政府と共同で行う。IEE レベルの調査が終了した段階で、2 回目のスク</p> | | <p>ない。</p> |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---|
| <p>リーニングを行う。カテゴリ分類が変更されカテゴリ A とされたものについては、開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行うなど、適切な措置をとる必要がある旨を協力の中止を含めた対応策を外務省に提言する。カテゴリ分類が変更されカテゴリ C とされたものについては、環境社会配慮の作業を終了する。調査結果を、ウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で情報公開する。</p> <p>8. JICA は、再度カテゴリ B とされたものについては、調査結果を R/D に反映させる。環境社会配慮調査の結果に基づき必要なモニタリング項目や環境社会配慮に関する双方の実施項目を定めた R/D の署名を行う。JICA は、R/D と環境社会配慮に関連する情報をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。</p> | | |
| | <p>1.6 JICA による環境社会配慮確認</p> <p>(1) 確認のプロセス</p> <p>JICA は、環境社会配慮確認のために、以下を実施する。なお、具体的手続きは、II.環境社会配慮の手続き、で示す。</p> <p>(a) プロジェクトを 1.7 に示すカテゴリのいずれかに分類すること（「スクリーニング」）</p> <p>(b) 合意文書締結の意思決定をする際に、要件の充足内容を確認するために環境社会配慮についてのレビューを行うこと（「環境レビュー」）</p> <p>(c) 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力に係る合意文書締結後の監理を行うこと</p> <p>JICA は、技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力に係る合意文書締結の意思決定に先立ちスクリーニング及び環境レビューを行う。</p> <p>JICA は、環境レビューにおいて、本ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) 相手国等の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が合意文書締結後も適切に実行されうるかどうか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金協力を前提とした事業については、現行ガイドラインの「3.3」から「3.6.2」の調査手続きが大幅に省略されている。 ・ 資金協力を前提とする調査である協力準備調査については、ガイドラインではなく、「『協力準備調査の手続き』を参考にする」としている。 |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|----------------|--|----|
| | <p>を確認する。</p> <p>JICA は、環境社会配慮確認がプロジェクトの審査の重要な一側面であるとの認識に立って、プロジェクトの審査を行う際、環境レビューを密接不可分に行う。</p> <p><u>JICA は、協力準備調査を行う場合には「協力準備調査の手続き」を参考とし、また、「スクリーニングフォーム」や「環境チェックリスト」を適切に活用すること等により、スクリーニング及び環境レビューを効率的に行うと同時に、合意文書締結後におけるモニタリングを重視する。</u></p> <p>なお、開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査については、スクリーニング以降のプロセスは 2.2 及び 2.3 に従う。</p> | |
| | <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(1) カテゴリ別の環境レビュー</p> <p>JICA は、スクリーニング後、以下のようにカテゴリ分類に従って環境レビューを行う。環境レビューに当たっては、セクター別の環境チェックリストを適切に活用する。</p> <p>1) カテゴリ A</p> <p>プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。</p> <p>相手国等は、原則として環境アセスメント報告書（別紙 4 参照）及び相手国等の環境許認可証明書を提出しなければならない。また、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画（別紙 1 参照）、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画（別紙 1 参照）をそれぞれ提出しなければならない。JICA は、相手国等により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|----------------|---|----|
| | <p>環境レビューを行う。</p> <p>2) カテゴリ B 環境レビューの範囲は、プロジェクト毎に異なり得るが、カテゴリ A より狭い。相手国等から提供される情報（相手国等で環境アセスメント報告書等が作成される場合は、これらを参照することもあるが、必須ではない）に基づき、JICA は、プロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価する（代替案検討を含む）とともに、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。また、必要に応じて、情報公開、ステークホルダーとの協議が行われる。</p> <p>3) カテゴリ C スクリーニング以降の手続きは省略される。</p> <p>4) カテゴリ F I JICA は、金融仲介者等がサブプロジェクトの選定・実施において本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮を行うことを確認する。金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。</p> <p>JICA は、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じ実施能力強化のための適切な措置がとられることを求める。適切な措置がとられず、かつサブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、サブプロジェクトに求められる必要な環境社会配慮確認を、自ら行うことがある。</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|--|---|----|
| <p>3.6.3 モニタリング</p> <p>1. JICA は、カテゴリ A 及びカテゴリ B に分類された技術協力プロジェクトについては、環境社会配慮を確実に実施しているかを確認するために、重要な環境社会面への影響項目につきモニタリングの結果を相手国政府の実施機関(C/P)を通じて確認する。また、必要に応じて、相手国政府と協議の上、JICA が自ら調査を実施する。</p> <p>2. 第三者等から、環境社会配慮が不十分である等の具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国政府に伝達するとともに、適切な対応を働きかける。事業実施主体者が対応する際は、透明でアカウンタブルなプロセスにより、指摘事項の精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされたことを確認する。</p> <p>3. 事業実施主体がモニタリングを行う上でその能力が不十分な場合、JICA は技術の習得等の人材育成を含めて、モニタリングに関連する協力を行う。</p> | <p>2 . 1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(2) モニタリング及び監理</p> <p>相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリ A、B 及び F I のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングのうち重要な環境社会面への影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果の確認を行う。</p> <p>JICA による監理が必要と判断された項目について、相手国等はモニタリングを行い、その結果を JICA に定期的に提出する。また、必要に応じて、JICA が自ら調査を実施することがある。</p> <p>プロジェクトの内容に重大な変更が生じ、環境レビューになかった重大な環境社会配慮影響が見込まれる場合、環境レビューを再度行う。</p> <p>第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があった場合には、JICA は、その指摘を相手国等に伝達するとともに、必要に応じて、相手国等による適切な対応を促す。相手国等が対応するに当たっては、透明で説明責任のあるプロセスにより、具体的な指摘事項の精査、対応策の検討、プロジェクト計画への反映がなされることを JICA は確認する。</p> <p>また、必要に応じ、JICA が環境社会配慮の実施状況等について確認するため、JICA は相手国等に対し、JICA が調査を行うことに対する協力を求めることがある。</p> | |
| | <p>2 . 1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(3) 情報公開</p> <p>1) JICA は、合意文書締結の意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。</p> <p>(a) 協力準備調査を行うプロジェクトについては、協力準備調査の実施</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|----------------|--|----|
| | <p>決定前に、協力準備調査を行わないプロジェクトについては、スクリーニングを終了したときできるだけ速やかに、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠をウェブサイト上で公開する(カテゴリ C に分類された技術協力プロジェクトを除く)(第 1 次スクリーニングと呼ぶ)。</p> <p>(b) 環境レビューの実施に先立ち、カテゴリ A、B のプロジェクトについては、プロジェクトの名称、国名、場所、プロジェクトの概要、セクター、カテゴリ分類及びその根拠、影響項目の説明をウェブサイト上で公開する(第 2 次スクリーニングと呼ぶ)。</p> <p>(c) カテゴリ A、B のプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため相手国等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書(以下「環境アセスメント報告書等」)の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等(これらに代えて環境社会配慮調査結果の場合がある)をウェブサイト上で速やかに公開する。カテゴリ A のプロジェクトの環境アセスメント報告書については、原則として、合意文書締結の 120 日以前に公開する。</p> <p>(d) 環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書のうち、相手国で一般に公開されている文書については、その入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト上で公開する。</p> <p>2) JICA は、合意文書締結後、カテゴリ A、B 及び F I プロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>3) JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国で一般に公開されている範囲内で、ウェブサイト上で公開する。</p> <p>4) JICA は、競争関係を踏まえ、相手国等の商業上等の秘密には十分配</p> | |

現行 JICA ガイドライン - 事務局案 比較表

| 現行 JICA ガイドライン | 事務局案 | 比較 |
|---|--|---|
| | <p>慮し、相手国等から提出される開示対象の環境関連文書には、こうした秘密が含まれないよう相手国等に促すこととする。なお、JICA と相手国等との間の契約上、情報開示が禁じられる情報については相手国等の同意又は法の要請により情報開示を行う。</p> | |
| <p>3.7 フォローアップ</p> <p>1. 環境影響評価の審査は、開発調査の場合は資金協力機関が、無償資金協力の場合は外務省が担当するが、JICA は、環境社会配慮調査結果を考慮した環境影響評価の手続きを審査前の段階で確認するためにフォローアップを行う。</p> <p>2. JICA は、環境社会配慮調査の結果や提言が、プロジェクトの環境影響評価、住民移転計画、影響緩和策などに反映されていることを適宜確認し、その結果をウェブサイト上、JICA 図書館と現地事務所で公開する。</p> <p>3. 協力事業の終了後予期せぬ環境社会影響が生じたなどの指摘がなされた場合は、JICA は必要な場合は現地調査を実施するなどして、問題を把握し関係機関に提言を行い、提言内容を公開する。</p> | <p>2.2 開発計画調査型技術協力</p> <p>4) 開発計画調査型技術協力のフォローアップ</p> <p>JICA は、調査終了後の一定期間、相手国等からプロジェクトの事業化に対して資金協力を行う機関の決定の情報が提供された場合は、当該機関に、JICA の調査結果を通知する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ フォローアップの規定が大幅に簡略化されている。 ・ 協力事業の終了後予期せぬ環境社会影響が指摘された場合の、JICA による提言内容が、現行のガイドラインでは公開されていたものが、素案では公開されないことになる。 |

中間報告書と事務局案の比較（2009年2月）

有識者委員会中間報告書（2008年12月）の記載のうち、事務局案に反映されていない点を下表に示す。

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|---|---|
| 1 | <p>4.1.1 改定ガイドラインの適用対象</p> <p>新 JICA は、従来どおり、その業務のうち、環境に影響を与えるおそれのある事業及び関連する業務の全てをガイドラインの対象とする。すなわち、有償資金協力、無償資金協力および技術協力等を含む様々なスキームを一体的に実施する機関になったが、改定ガイドラインも、これらのスキームについて、基本的に、案件形成、案件審査および案件実施等の各段階を適用対象とする。</p> <p><u>当然のことながら、早期段階からの環境社会配慮を可能にするため、新しい枠組みである協力準備調査も各スキームの案件準備段階の一部として、改定ガイドラインの適用対象とする。この早期段階からの配慮により、後の段階からの手戻りが少なくなる等の結果、迅速化の要請に答えることができる</u>と期待される。</p> <p>また、新 JICA が作成する国別実施方針についても環境社会配慮が必要なので、新 JICA による当該国への支援における環境社会配慮に関する課題・留意事項を明らかにするなど、改定ガイドラインの適用対象とするか否か、また、対象とする場合はその内容について、引き続き議論する必要がある。</p> | <p>1.5 ガイドラインの対象</p> <p>本ガイドラインは、JICA が行う技術協力プロジェクト、開発計画調査型技術協力、有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査を対象とする。</p> <p>1.6 JICA による環境社会配慮確認（抜粋）</p> <p>JICA は、協力準備調査を行う場合には「<u>協力準備調査の手続き</u>」を参考とし、また、「<u>スクリーニングフォーム</u>」や「<u>環境チェックリスト</u>」を適切に活用すること等により、スクリーニング及び環境レビューを効率的に行うと同時に、合意文書締結後におけるモニタリングを重視する。</p> | <p>協力準備調査に関して実質的な規定がなく、中間報告書が反映されていない。（『協力準備調査の手続き』を参考とし』とのみ記載されているが、その内容は不明。）</p> <p>【備考】事務局案に記載されているスクリーニングフォームや環境チェックリストの活用は、協力準備調査の実施の如何にかかわらず、プロジェクトのスクリーニングや環境レビューの際に適切に活用されるべきものである。モニタリングについても同様。</p> |
| 2 | <p>4.1.2 緊急時の対応</p> <p>現行 JICA ガイドラインには、緊急性が高く、ガイドラインに従った環境社会配慮を確保できない場合の手続について定めている（1.8）。この規定については、以下の改善を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術協力のうち、緊急時の対応が必要とされるスキームについてガイドラインに規定すること。 ・有償資金協力及び無償資金協力の案件は、緊急時の対応の対象外であるという意見が出されたが、緊急時の対応が必要な有償資金協力及び無償資金協力の案件も想定されるとの見解も表明され、この点については引き続き議論する。 ・<u>緊急時の措置が適用される場合、何を省略するかなどの対応方法についてガイドラインに規定すること。</u> | <p>1.6 JICA による環境社会配慮確認</p> <p>(4) 緊急時の措置</p> <p>自然災害の復旧や紛争後の復旧支援などで、政策上緊急に実施する必要があり、ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合に、適切な環境社会配慮の実施に支障のない範囲で、一部の手続きを変更することがある。この場合、JICA は、早期の段階においてカテゴリ分類、緊急の判断と実施する手続きを公開する。</p> | <p>緊急時の対応が必要とされるスキーム、適用される場合何を省略かなどの対応について記載されていない。</p> |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|---|--|---|
| 3 | <p>4.1.4. 人権への配慮 さらに、人権への配慮についても、<u>現行 JICA ガイドラインの規定(2.7)を維持するとともに、さらに近年の新たな国際的動向を反映したものと</u>する。 <u>紛争地におけるプロジェクトに関する特別の配慮については、現行 JICA ガイドラインの規定(2.7)を維持すべきである。</u></p> <p>【参考】現行 JICA ガイドライン(2.7.2) <u>2.7 社会環境と人権への配慮</u> 2. JICA は、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い<u>人権の状況を把握し、意思決定に反映する。</u></p> | <p>1.1 理念(抜粋) JICA は、ODA 大綱に従い、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各援助手法の特性を踏まえつつ、その実施に当たって環境や社会面に与える影響に配慮する。また、環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及びプロジェクトが実施される地域の実情に影響を受ける。JICA は、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている国・地域を含め、環境社会配慮の確認・支援を行う際には、こうした状況を十分に考慮する。 さらに、環境社会配慮を機能させるためには、基本的人権の尊重が重要であることから、JICA は、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重し、この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮するとともに、<u>人権の状況を把握する。</u></p> | <p>反映されていない。 現行 JICA ガイドラインの「2.7 社会環境と人権への配慮」(Ⅱ.環境社会配慮プロセス)が「理念」に移行し、「意思決定に反映する」との規定が削除されている。</p> |
| 4 | <p>4.1.5. 環境社会配慮の項目 (1) 新たに追加すべき項目 ・ 地域住民の安全 本委員会において、新 JICA が支援するプロジェクトに係る警備・保安要員が地域住民の安全に脅威を与える可能性について指摘があった。新 JICA は環境レビューにおいて、<u>プロジェクトが地域住民の安全に与える影響についても確認するべきであり、この趣旨を、環境社会配慮の項目に反映させると同時に、環境チェックリストの改定を行う。</u></p> | <p>別紙 1 3. 検討する影響の範囲 (1)調査・検討すべき環境や社会への影響は、プロジェクト毎に影響を選定するが、影響の例には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、地域における利害の対立、HIV/AIDS などの感染症、労働環境(労働安全を含む)等)、越境又は地球規模の環境問題(地球温暖化を含む)への影響が含まれる。</p> <p>別紙 5 チェックリストにおける分類・チェック項目(該当箇所のみ抜粋)</p> | <p>反映されていない。</p> |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|---|----------------|
| | | <p>チェックリストには、以下の分類・環境項目が含まれる。活用に当たっては、それぞれのセクター及びプロジェクトの特性を踏まえ、必要な項目につきチェックすることとする。</p> <p>（分類） （チェック項目）</p> <p>4．社会環境 ・住民移転 ・生活・生計 ・文化遺産 ・景観 ・少数民族、先住民族 ・労働環境（労働安全を含む）</p> | |
| 5 | <p>4.2.1 協力準備調査 (1) 協力準備調査の実施決定プロセス 新 JICA は、協力準備調査の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、実施決定に反映させるものとする。</p> | 該当する記述なし。 | 反映されていない。 |
| 6 | <p>4.2.1 協力準備調査 (2) 協力準備調査の調査内容 現行 JICA ガイドラインでは、カテゴリ A のマスタープラン（M/P）調査およびフィージビリティ調査については、現地踏査及び現地ステークホルダーからの情報・意見を聞き取り Terms of Reference（TOR）案に反映させる旨の規定があるが（3.2.1.3、3.3.1.3）、TOR 案の公開は定められていない。現行の開発調査において、調査期間や調査項目等 TOR の検討が不十分である結果、調査の質に影響を及ぼしていることがあると指摘された（第一期審査会まとめなど）。このため TOR 案は事前に十分検討されるべきであり、ステークホルダーによる情報・意見を TOR 案に反映させるべきである。 これらのことから、<u>JICA は協力準備調査の実施前にカテゴリ A 案件については必ず、B 案件については必要に応じて、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の収集を行い、その結果を TOR 案に反映させるべきである。</u>そして、<u>新 JICA は協力準備調査実施前に TOR 案を公開し、外部からの情報提供・意見表明を受け付けるものとする。</u></p> | 該当する記述なし。 | 反映されていない。 |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|--|--|
| 7 | <p>4.2.1 協力準備調査 (4) 協力準備調査の実施プロセス</p> <p><u>協力シナリオ形成型の協力準備調査に関しては、新JICAはTOR検討段階において戦略的環境アセスメント（SEA）の考え方を反映させるよう努力すべきである。また、個別案件が具体化することが想定される場合には、必要なカテゴリ分類を行い、以降の手続きは上記に従うものとすべきである。</u></p> | <p>該当する記述なし。</p> | <p>反映されていない。</p> <p>備考：協力準備調査の手続きについては、委員提案が詳細に記載されたが、今後の検討課題となっている。</p> |
| 8 | <p>4.3.1 スクリーニング (3) エンジニアリング・サービス借款</p> <p>エンジニアリング・サービス借款（E/S借款）については、準備工事や用地取得・住民移転が相手国政府によって行われることがあること、またE/S借款の段階からカテゴリ分類を示すことで相手国政府による適切な環境社会配慮を促す必要があることから、<u>E/S借款の対象となる本体事業の規模・特性により、カテゴリ分類を行う。</u></p> <p>なお、本委員会の審議過程では、E/S借款において環境社会配慮関連の調査が行われた場合に、調査の成果物を公開する必要性が認識されたが、その方法についてはさらに議論が必要である。</p> | <p>1.7 スクリーニング（カテゴリ分類） (2) カテゴリ分類</p> <p>2) カテゴリB：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリAに比して小さいと考えられるプロジェクトはカテゴリBに分類される。一般的に、影響はサイトそのものにしか及ばず、不可逆的影響は少なく、通常の方策で対応できると考えられる。なお、<u>有償資金協力のエンジニアリング・サービス借款のうち、準備工事等を伴わないものについては、カテゴリCに属するものを除きカテゴリBとする。</u></p> | <p>反映されていない。</p> |
| 9 | <p>4.3.1 スクリーニング (4) 政策借款</p> <p>政策借款は、現行JBICガイドラインの実施状況確認調査によれば、全てのプロジェクトがカテゴリCに分類されている。しかし、政策借款において、相手国政府の土地・森林政策、環境計画作成プロセスなどの改善を条件に融資を供与することもあり、このような場合には、相手国の政策変更による環境社会影響について、環境レビューの対象とする。具体的には、<u>政策借款について、大きな環境社会影響を及ぼしうるものは、カテゴリAないしBと分類し、環境レビューの対象とする。</u></p> <p>環境レビューの方法、必要な情報・文書等については、さらなる検討を要する。また、この場合のアセスメントは、戦略的環境アセスメント（SEA）をできるだけ適用するよう努める。このため、SEA適用の具体的な手続、手法等について引き続き検討が必要。</p> | <p>該当する記述なし。</p> | <p>反映されていない。</p> |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|--|---|
| 10 | <p>4.3.2 環境レビュー (1) カテゴリA事業におけるEIAの義務づけ これまでのガイドライン運用の状況を把握した結果、カテゴリA事業におけるEIAの義務化は実施されていることが確認された。このため、改定ガイドラインにおいても、従来どおりに、カテゴリA事業におけるEIAは義務づける。</p> <p>なお、非自発的住民移転があるという理由だけからカテゴリAに分類された場合は、上記、4.3.1(2)の検討結果に準ずるものとする。</p> <p>備考：中間報告書4.3.1(2) (2)非自発的住民移転のみによるカテゴリA（抜粋） カテゴリAの案件については環境アセスメント報告書の提出が義務づけられている結果、自然環境への影響が予想されない場合でも、EIA実施が義務づけられるため、不相当であるとの指摘が事務局からなされた。</p> <p>現行JBIC・JICAガイドラインにおいては、EIAとは異なり住民移転計画の現地公開・ステークホルダー協議は義務づけられていない。このことを考えると、プロジェクトにおいて十分な情報公開と協議を確保する観点から、大規模な非自発的住民移転をとまなう場合には、新JICAは住民移転計画の公開と作成時の協議を義務づけるべきである。</p> <p>一方、現在のJICAガイドラインにおいて定義されている「環境影響評価」には社会面の評価も含み、また、住民移転計画は事業自体やその代替案について検討するものではないため、大規模な非自発的住民移転のみでカテゴリAに分類された場合においても、社会影響に重点を置いた影響評価を行うべきとの指摘もあった。</p> | <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力 (1) カテゴリ別の環境レビュー 1) カテゴリA プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。</p> <p>相手国等は、原則として環境アセスメント報告書（別紙4参照）及び相手国等の環境許認可証明書を提出しなければならない。また、大規模な非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画（別紙1参照）、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画（別紙1参照）をそれぞれ提出しなければならない。JICAは、相手国等により準備された環境アセスメント報告書等の提出を受けて、環境レビューを行う。</p> | <p>環境アセスメント報告書等の提出は「原則として」となっており、中間報告書は反映されていない。</p> <p>なお、現行JICAガイドライン、JBICガイドラインにおいては「原則として」という文言はない。</p> <p>コメント： 非自発的住民移転があるという理由だけからカテゴリAに分類された場合の環境アセスメント報告書の扱いについては、中間報告書では両論併記。事務局案においては特段の記載がない。いずれにしても「原則として」という文言は、要件が不明確となり不適切。</p> |
| 11 | <p>4.3.2 環境レビュー (2) カテゴリFIにおける環境レビュー 現行JBICガイドラインは、カテゴリFIにおける環境レビューについて、「金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する」（JBICガイドライン第1部4(3)）としているのみであり、具体的なレビュー方法について規定していない。</p> <p>カテゴリFIについても、環境レビューにおけるアカウンタビリティを</p> | <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力 (1) カテゴリ別の環境レビュー 4) カテゴリFI JICAは、金融仲介者等がサブプロジェクトの選定・実施において本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮を行うことを確認する。金融仲介者等は、サブプロジェクトが環境や社会にもたらす可能性のある正及び負の影響を</p> | <p>カテゴリFIの環境レビューの具体策が規定されておらず、中間報告書は反映されていない。</p> |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|--|----------------|
| | <p>確保し、適切な環境社会配慮を確保するため、そのレビュー方法を規定すべきである。具体的には、JBICガイドライン第1部4(3)「カテゴリ別の環境レビュー」に相当する箇所に、以下のような内容の規定を置くことが考えられる。</p> <p>* 金融仲介者等が、融資案件実施段階で選定・決定されるサブプロジェクトについて、本ガイドラインの基準に基づくスクリーニングを行う体制を有していることを確認する。</p> <p><u>* カテゴリ A のサブプロジェクトが想定されない場合の対応方法：</u> <u>まず、金融仲介者等の体制や過去のパフォーマンスを検討し、サブプロジェクトについて本ガイドラインに基づく環境レビュー、モニタリングが確保されることを確認する。この場合、適切な環境社会配慮が行われることと、カテゴリ A のものに対しては金融仲介者等が支援を行わないことを、融資契約・贈与契約等を通じて確保する。</u></p> <p><u>* カテゴリ A のサブプロジェクトが想定される場合の対応方法：</u> <u>支援承認前に、新 JICA が環境レビューを行うことを融資契約・贈与契約等において確保。この場合、金融仲介者等が提案するカテゴリ A のサブプロジェクトについて、通常のプロジェクトと同様の環境レビューおよび情報公開を行う。</u></p> | <p>確認し、負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行うことを原則とする。</p> <p>JICA は、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認の上、必要に応じ実施能力強化のための適切な措置がとられることを求める。適切な措置がとられず、かつサブプロジェクトにカテゴリ A に分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICA は、サブプロジェクトに求められる必要な環境社会配慮確認を、自ら行うことがある。</p> | |
| 12 | <p>4.3.2 環境レビュー</p> <p>(4) ステークホルダー協議についての確認</p> <p>ステークホルダーとの協議は、現行 JBIC・JICA いずれのガイドラインにおいても重要な位置を占めているが、現行ガイドラインには、審査の際に、ステークホルダー協議の適切性をどのように審査すべきかについて記載されていない。</p> <p><u>新 JICA ガイドラインにおいては、環境レビューにおけるステークホルダー協議の審査の際の留意事項について明記することで、適切なステークホルダー協議の実施を相手国政府等に促すことが必要である。</u></p> <p>具体的には、主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行われた協議について、環境レビューの際に、以下の要素を考慮して審査するものとする。なお、「現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件」については、具体的な配慮事項をさらに検討する必要性が指摘された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件</u> ・ <u>協議の開催時期・場所、参加者、進行方法</u> ・ <u>主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応等</u> | <p>1.9 ステークホルダーとの協議</p> <p>より現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意形成に資するため、合理的な範囲内でできるだけ幅広く、ステークホルダーとの協議を相手国等が主体的に行うことを原則とする。</p> <p>特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である。</p> | 反映されていない。 |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|---|--|--|
| 13 | <p>4.3.3 意思決定への反映 (1)環境レビュー結果の意思決定への反映 意思決定に関する規定については第10回委員会で議論された。その結果、<u>現行のJICAガイドラインでは、「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定できる範囲のケースが網羅的に記述されており、これが有用であるので、この形を踏襲することとする。</u></p> <p>備考：現行JICAガイドライン 2.8 JICAの意思決定 3. このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAは、協力事業を中止すべきことを意思決定し、外務省に提言する。 「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば<u>開発ニーズの把握が不適切な場合</u>、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p> | <p>1.11 JICAの意思決定 (2) 開発計画調査型技術協力、外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査 このような対応を行っても、プロジェクトについて環境社会配慮が確保できないと判断する場合は、JICAは、案件を中止すべきことを外務省に提言する。「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」として想定されるものとしては、例えば、事業化されれば緩和策を講じたとしても深刻な環境社会影響が予測される場合、深刻な環境社会影響が懸念されるにもかかわらず影響を受ける住民や関係する市民社会組織の関与がほとんどなく今後も関与する見込みがない場合、事業が行われる地域の社会的・制度的な条件を勘案すれば環境社会影響の回避や緩和策の実施に困難が予想される場合などが考えられる。</p> | <p>「環境社会配慮が確保できないと判断する場合」の事例から「開発ニーズの把握が不適切な場合」が削除されている。</p> |
| 14 | <p>4.4 フォローアップ 現行JICAガイドラインでは、協力事業終了後のフォローアップについて規定している（JICAガイドライン3.7）。この規定は、開発調査や無償資金協力の事前の調査について、調査の実施のみを担当し対象プロジェクトの本体審査には関与しない、従来のJICA業務の特殊性から設けられたものである。このため、新JICAが実施する協力準備調査との関係では不要である。 ただし、新JICAにおいても、開発計画調査型技術協力として、必ずしも日本政府による協力案件につながらない開発計画策定支援が行われ、この中で環境社会配慮調査が実施されることがありうる。したがって、<u>現行JICAガイドラインのフォローアップの事項を、開発計画調査型技術協力に関する規定として整理し直すこととする。</u></p> | <p>4) 開発計画調査型技術協力のフォローアップ JICAは、調査終了後の一定期間、相手国等からプロジェクトの事業化に対して資金協力を行う機関の決定の情報が提供された場合は、当該機関に、JICAの調査結果を通知する。</p> | <p>現行JICAガイドラインのフォローアップの規定が大幅に削除されており、中間報告書が反映されていない。</p> |
| 15 | <p>4.5.1 意思決定前の情報公開 現行JBICガイドラインは、環境レビュー中の情報公開について、「環境アセスメント報告書等を速やかに公開する」としており（JBICガイ</p> | <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力 (3) 情報公開（抜粋）</p> | <p>以下の点が反映されていない。 ・ 環境アセスメント報告</p> |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|---|---|---|
| | <p>ドライン第1部5(2)、実際の運用においては、環境アセスメントおよび環境許認可証明書以外の環境社会配慮に関する主要な文書、具体的には住民移転計画、先住民族配慮計画等は公開の対象となっていない。</p> <p>しかしながら、これら文書も環境社会配慮上重要な位置を占めている。したがって、<u>新 JICA は、環境アセスメント報告書および環境許認可証明書以外にも、環境社会配慮確認のため相手国政府等から入手した文書については、入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書を公開するものとする。</u></p> | <p>(c) カテゴリ A、B のプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため相手国等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書(以下「環境アセスメント報告書等」)の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等(これらに代えて環境社会配慮調査結果の場合がある)をウェブサイト上で速やかに公開する。</p> <p>(d) 環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書のうち、<u>相手国で一般に公開されている文書については、その入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト上で公開する。</u></p> | <p>書等に代えて環境社会配慮調査結果の場合があることが追加されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書についての公開を、相手国で一般に公開されている文書に限定している。 |
| 16 | <p>4.5.2 意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間</p> <p>現行 JBIC ガイドラインは、意思決定前の情報公開のタイミングについて、「意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める」としているが、具体的な公開のタイミングと公開期間は定められていない(FAQには努力目標が記載されている)。</p> <p>新 JICA は、意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間について、以下の規定を置くこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> スクリーニングに関する情報、<u>環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等をスクリーニング終了後すみやかに、遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する。</u> <u>住民移転計画またはそのドラフト、先住民族配慮計画またはそのドラフトを入手後すみやかに、遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する。</u> <u>有償資金協力のカテゴリ A 案件については、新 JICA の合意文書締結に先立ち、現行の運用どおり少なくとも 120 日間の情報公開を行うものとする。</u> 無償資金協力のカテゴリ A 案件については、有償資金協力の情報公開の運用に鑑みて「120日間行うべき」という提案があった。一方、これに関しては、「120日間は長すぎる可能性もある」という指摘もあった。よって、無償資金協力の情報公開の期間は有償資金協力の運用、無償資金協力の業務フローを勘案しながら今後検討するものとする。 | <p>2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(3) 情報公開(抜粋)</p> <p>1) JICA は、合意文書締結の意思決定を行うに先立ち、プロジェクトの性格に応じ、原則として以下の時期及び内容で情報を公開する。<u>この情報公開は、意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保して行うよう努める。</u></p> <p>(c) カテゴリ A、B のプロジェクトについては、環境社会配慮確認のため相手国等から入手した環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書(以下「環境アセスメント報告書等」)の入手状況をウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等(これらに代えて環境社会配慮調査結果の場合がある)をウェブサイト上で速やかに公開する。<u>カテゴリ A のプロジェクトの環境アセスメント報告書については、原則として、合意文書締結の 120 日以前に公開する。</u></p> <p>(d) 環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書のうち、相手国で一般に公開されている文書については、その入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書をウェブサイト</p> | <p>以下の点が反映されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「遅くとも個別案件審査の実施前までに公開する」との規定は含まれていない。 環境アセスメント報告書等以外に、JICA が環境社会配慮確認のため相手国等から入手した文書については、公開のタイミングが明記されていない。 |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|---|--|---|
| | なお、有償資金協力よりも短い公開期間を設ける場合は、その根拠を示すことが必要である。 | 上で公開する。 | |
| 17 | 4.5.4 政策借款に関する情報公開 政策借款においては、その内容についてこれまでは、事業事前評価表以上の情報は公開されていない。本委員会の審議過程では、政策マトリックス等を公開するなど、政策借款の情報公開をより充実する必要性について指摘された。一方、環境社会配慮に関連しない政策借款関連の文書公開は、内政干渉となる危険性があり、注意すべきとの見解も示された。これらを勘案して、 <u>できるだけ多くの政策借款の情報公開を公開する。</u> | 該当する規定は存在せず。 | 反映されていない。 |
| 18 | 4.5.5 実施段階の情報公開 現在 JBIC は、意思決定後の（実施段階での） <u>環境レビュー結果の情報公開</u> として、事業事前評価表においてプロジェクトの環境社会配慮確認の結果を公開しているが、新 JICA は、その内容について、 <u>特にカテゴリ A の案件について、量・質共に向上させる。その際、(1) 借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2) ステークホルダーから提供された意見・懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する新 JICA の評価、ステークホルダーからの情報・意見への対応、(3) 適合が求められる世界銀行のセーフガード政策の遵守状況、について含むこととする。</u> <u>相手国政府等が行うモニタリング結果についても、新 JICA は入手後速やかに公開するものとする。これは、モニタリングを今後強化してゆくという、新 JICA の方針に沿うものである。</u> <u>新 JICA が実施するモニタリング結果の確認結果についても、何らかの方法で公開するものとする。具体的な公開の内容・タイミングについてはさらなる検討を要する。</u> また、新 JICA は、 <u>モニタリング結果以外の意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書についても、入手状況をウェブサイト上に掲載し、当該文書を公開する。</u> | 2.1 技術協力プロジェクト、有償資金協力、無償資金協力 (3) 情報公開（抜粋） 2) JICA は、合意文書締結後、カテゴリ A、B 及び F I プロジェクトについては、環境レビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。 3) JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国で一般に公開されている範囲内で、ウェブサイト上で公開する。 | 以下の点が反映されていない。 ・ 環境レビュー結果の内容に関する規定は含まれていない。 ・ モニタリング結果の公開について「相手国で一般に公開されている範囲内で」と限定されている。 ・ JICA が実施するモニタリング（監理）の結果の公開に関する規定は存在しない。 ・ モニタリング結果以外の意思決定後に環境社会配慮確認のため入手した文書の公開に関する規定は存在しない。 |
| 19 | 4.5.6 ステークホルダーからの意見への対応 現行 JBIC ガイドラインでは、「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」とあるが、それらへの回答は形式的なものになっているとの問題点が指摘された。 <u>新 JICA ガイドラインでは、受け取った情報に対して説明責任を果たし、回答する旨を規定する。</u> | 1.8 情報公開 プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が行うことを原則とする。公開すべき環境社会配慮に関する情報には、プロジェクト本体に関する情報を含む。 JICA は、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機 | 回答する旨は規定されていない。 備考：事務局案におけるステークホルダーの定義変更 |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|--|---|
| | <p>また、ステークホルダーからの意見への対応に関する今後の実際の JICA の運用については、意見受領をした場合速やかに、まず受領の回答をし、その上で、適切なタイミング（環境レビュー中に受け取ったものであれば融資契約後等）において、寄せられた意見に対する JICA としての対応についても回答をするべきである。</p> | <p>関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎するとともに、<u>情報提供に対して誠実に対応する</u>。これら関係機関、ステークホルダーからの情報提供が早期に行われることを促進するとともに、JICA は、重要な情報につき、プロジェクトの性格に応じた適切な方法により公開する。更に、JICA は、必要に応じ、関係機関、ステークホルダーの意見を求めることがある。</p> <p>JICA は、プロジェクトの環境社会配慮に関する情報がステークホルダーに対して公開・提供されるよう、相手国における関係法令等を踏まえつつ、相手国等への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努める。また、JICA は、相手国等がステークホルダーとの協議を行う場合においては、必要な情報を公開して行うよう働きかける。</p> <p>JICA は、以上に規定するほか、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行う。</p> <p>JICA は、情報公開の原則と、情報の保秘に係る相手国等の事情を両立させる。</p> | <p>伴い、事務局案の「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」「誠実に対応する」と対象は狭まっている（現地ステークホルダー以外の「知見もしくは意見を有する個人や団体」は除外）。</p> |
| 20 | <p>4.7.1. 代替案の検討</p> <p>JBIC ガイドライン第2部、1.(p12)の（対策の検討）に記載されているように、環境アセスメント報告書で代替案検討を義務付ける。この点は、従来の運用の分析の結果、いずれの事例でも実施されていることが確認されたので、可能と判断される。また、<u>報告書に代替案の記述がない場合には、別途補助的な書面で公開する。</u></p> | <p>該当する記述なし。</p> | <p>反映されていない。</p> |
| 21 | <p>4.7.4. 非自発的住民移転</p> <p>非自発的住民移転については、現行 JBIC ガイドライン第2部および現行 JICA ガイドライン別紙1に規定があるが、規定内容の明確化および被影響住民の参加促進の観点から、新 JICA は下記の内容を改定ガイドラインに盛り込むこととする。</p> <p>（補償内容とその伝達）</p> <p><u>・金銭補償を行う場合には、補償水準は再取得価格に基づくこと。このために市場価格調査が実施されることが望ましいが、これが困難な場合にも、再取得価格にもとづく補償水準の算定根拠が明らかにされていること。</u></p> | <p>7. 非自発的住民移転</p> <p>(1)非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。</p> <p>(2)非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は可能な限り再取得価格に基づき事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、</p> | <p>下記が反映されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格調査に関する記述がない。 ・補償水準の算定根拠に関する記述がない。 ・補償内容が補償対象世帯への伝達に関する規定が含まれていない。 ・協議に際する書面が作成に関する規定が含まれていない。 |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|--|--|
| | <p>・ <u>補償は原則として、事前の適切な時期に支払われること。</u></p> <p>・ <u>補償内容が記載された書面が交付される等の方法で、各世帯に対する補償内容が補償対象世帯に伝達されていること。</u></p> <p>（住民移転計画）</p> <p>・ 大規模非自発的住民移転を伴うプロジェクトの場合には、住民移転計画が策定されていること。この住民移転計画の内容は、世界銀行 OP 4.12 Annex A の内容を踏まえ、ガイドラインに規定する。</p> <p>・ 住民移転計画の作成にあたっては、事前に十分な情報が公開された上で、影響を受ける人々との協議が行われていること。<u>協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による書面が作成され、説明されていること。</u></p> <p>・ <u>住民移転計画のドラフトおよび最終版は、当該国の公用語または現地で広く使用されている言語で作成され、公開されていること。</u></p> <p>・ また、<u>住民移転計画の最終版は、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による書面が作成され、配布されるものとする。</u></p> <p>・ 住民移転の実施段階において相手国に対する支援が必要と認められる場合は、国際機関が定める国際基準やグッドプラクティスを参照しつつ、技術協力・資金協力を含めた実質的な環境社会配慮施策が講じられるべきである。</p> <p>（申立の受付）</p> <p>・ <u>影響を受ける人々やコミュニティからの申立を受け付け、解決するためのメカニズムが設置されていること。当該メカニズムはプロジェクト実施主体等から独立させるか、第三者機関の監査を受けるといったことが望ましい。</u></p> | <p>生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。</p> <p>(3)非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。</p> <p>(4)大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。</p> | <p>・ 住民移転計画のドラフトの公開に関する規定が含まれていない。</p> <p>・ 住民移転計画の最終版の書面の配布に関する規定が含まれていない。</p> |
| 22 | <p>4.7.5.先住民族</p> <p>先住民族については、現行 JBIC ガイドライン第 2 部と現行 JICA ガイドライン別紙 1 に規定があるが、近年の先住民族に関する国際的な議論の趨勢、規定内容の明確化および被影響住民の参加促進の観点から、新 JICA は下記の内容を規定する。</p> <p>・ <u>「先住民族に関する国際的な宣言」に代えて、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」をガイドライン本文に明記する。</u>また先住民族に関する条約の例として、独立国における先住民族及び種族民に関する</p> | <p>8. 先住民族</p> <p>(1) プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補填するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられなければならない。</p> <p>(2) プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約（先住民族の権利に関する</p> | <p>以下の点が反映されていない。</p> <p>・ 「自由で、事前の十分な情報に基づく、合意を得られるよう努めなければならない」との表現は含まれていない。</p> <p>・ 協議に際する「理解可能な言語と様式による説明」が</p> |

| No. | 有識者委員会の中間報告書 | 事務局案（09年2月版） | 事務局案の中間報告書との比較 |
|-----|--|---|--|
| | <p>条約（ILO169号条約）をガイドラインのFAQに記載する。 「十分な情報に基づいて先住民族の合意を得られるよう努めなければならない」を、「自由で、事前の十分な情報に基づく、合意を得られるよう努めなければならない」と改める。なお、ここでいう「自由で」とは「何らの圧力もない状況の下での、自由意志に基づく」との意味である。</p> <p>また、プロジェクトが先住民族に影響を与える場合においては先住民族配慮計画の策定と、策定過程における情報公開・被影響民族との協議を義務づけるべきである。具体的には以下のような規定を置くことが考えられる。</p> <p>*プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、以下の条件を満たさなければならない。</p> <p><u>1．先住民族配慮計画（他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある）の作成。</u></p> <p><u>2．同計画及びそのドラフトは、当該国の公用語または広く使用されている言語で作成し、公開する。</u></p> <p><u>3．同計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議を行う。</u></p> <p><u>4．協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式の文書による説明を行う。</u></p> <p>なお、先住民族配慮計画の内容は、世界銀行 OP4.10 Annex Bの内容を踏まえ、ガイドラインに規定することとする。</p> | <p>る国際連合宣言を含む）の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。</p> <p>(3) 先住民族のための対策は、プロジェクトが実施される国の関連法令等を踏まえつつ、先住民族計画（他の環境社会配慮に関する文書の一部の場合もある）として、作成、公開されていなければならない。先住民族計画の作成にあたり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく当該先住民族との協議が行われていなければならない。<u>協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われていることが望ましい。</u>先住民族計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.10 Annex B に規定される内容が含まれることが望ましい。</p> | <p>「望ましい」となっており要件となっていない。</p> <p>・先住民族計画書のドラフトの作成、公開が規定されていない。</p> <p>・先住民族計画書のドラフト及び完成版を「当該国の公用語または広く使用されている言語」で作成・公開することが規定されていない。</p> |
| 23 | <p>4.7.6. モニタリング</p> <p>現行 JBIC ガイドラインは、モニタリング結果について、「ステークホルダーに公開されていることが望ましい」とされている（JBIC ガイドライン第2部1（モニタリング））。しかし、プロジェクトの実施段階における説明責任を確保するために、<u>新 JICA では、モニタリング結果の公開を義務づける。</u></p> | <p>9. モニタリング（抜粋）</p> <p>(3)モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。</p> | <p>反映されていない。</p> |